第 136 回　労働政策審議会障害者雇用分科会　議事次第

１　日時

令和７年 12 月 22 日（月）13:00～15:00

２　場所

オンライン・対面による開催（厚生労働省 ３階　共用第６会議室）

３　議題

（１）2025 年度の年度目標に係る中間評価について
（２）障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱等について（諮問）
（３）その他

４　資料

資料１－１　障害者雇用分科会における 2025 年度目標の中間評価について（案）
資料１－２　障害者雇用分科会における 2025 年度中間評価シート（案）
資料２－１　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱等
資料２－２　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則等の一部改正について
参考資料１　労働政策審議会障害者雇用分科会　委員名簿
参考資料２　2025 年度目標に対する四半期毎の実績報告
参考資料３　いわゆる障害者雇用ビジネスに係る実態把握の取組について
参考資料４　令和７年障害者雇用状況の集計結果

労働政策審議会障害者雇用分科会	
第136回(R7.12.22)	資料１－１

障害者雇用分科会における2025年度目標の中間評価について（案）

2025 年度の目標として障害者雇用分科会において設定した年度目標等について、当該分科会が実施した中間評価の結果は、概ね以下のとおりである。

※　中間評価は 2025 年 12 月時点で把握できる直近の各種指標（2025 年４月～９月の数値）に基づいて行った。

（障害者雇用分科会において設定された年度目標の動向）

◎　ハローワークにおける障害者の就職件数について

〔2025 年度目標〕　2024 年度（115,609 件）以上

〔2025 年４月～９月実績〕　57,570 件

（参考①）ハローワークにおける障害者の就職率　40.4%

（参考②）ハローワークにおいて就職した障害者の６カ月定着率（※）　76.3%

（※）2024 年４月１日～2024 年９月 30 日までの期間にハローワークの職業紹介で就職したもののうち、雇用保険取得日と喪失日を元に在職月数を算出し、在職月数が６カ月以上の割合を６カ月定着率としたもの。

（分析）

○　2025 年４月～９月のハローワークにおける障害者の就職件数は 57,570 件で、対前年同期比を 2.6%下回った。

○　これは、

・　2025 年４月～９月の障害者専用求人数の全数について 133,067 件と対前年同期比で 2.4%上回る水準となった一方で、

・　障害者専用求人数のうち、就労継続支援Ａ型事業所による求人数が 45,368 件と対前年同期比で 1.2%下回る水準となったことで、

・　2025 年４月～９月のＡ型事業所以外の一般企業における就職件数については 42,760 件と対前年度比で 0.4%増となった一方、一般企業と比べてより求人充足率が高い就労継続支援Ａ型事業所への就職件数は 14,810 件と対前年度比で 10.3%減となったこと等

が背景にあるものと考えられる。

○　また、2025 年４月～９月の新規求職申込件数については、142,469 件で対前年同期比で 2.0%上回ったものの、前年同時期においては、Ａ型事業所の閉鎖等により新規求職申込件数が対前年同期比で 9.3%大幅に上回り、企業においても令和６年度の法定雇用率引上げに向けて採用活動が活発化することで就

職件数が大幅に増加した他方で、令和７年度においては、令和６年度ほど新規求職申込件数等が伸びていないことも考えられる。

○　こうした状況を踏まえ、ハローワークにおいては、引き続き、求職者本人の適性や希望に応じたきめ細かな就職支援に取り組むとともに、2024 年４月以降の法定雇用率の段階的な引上げ等への対応として障害者の雇入れ支援の更なる強化を図るため、

・　障害者雇用率未達成企業の障害者雇用に対する不安・課題等の丁寧な聞き取りや、理解促進のための職場実習の受入れや支援機関の見学等を推進するとともに、
・　求人者・求職者双方の希望条件を丁寧に聞き取ることによる適格紹介や、求人・求職双方に対して希望条件の緩和を促す等による能動的なマッチング支援

等に引き続き取り組むとともに、障害者の職業紹介を担当する部門と事業所への指導・支援を担当する部門の連携を強化し、企業・障害者への支援状況の相互共有等を行うことにより、求人・求職双方に対する支援の強化を通じて、ハローワークにおける障害者の就職件数の目標達成に向けて取り組んでいく。

◎　障害者雇用率関係

※　2025 年度の目標の取組状況については、2026 年の障害者雇用状況報告（2026 年６月１日時点）の結果を踏まえて分析する予定であるため、2025 年の障害者雇用状況報告（2025 年６月１日）の結果に基づく 2024 年度目標の評価等について記載

①　障害者の雇用率達成企業割合 〔2024 年度目標〕　46.8%以上 〔2024 年度実績〕　46.0%（2025 年６月１日時点） 〔2025 年度目標〕　45.9%以上 ②　障害者雇用ゼロ企業（2024 年６月１日時点）のうち、新たに障害者を雇用した企業（2025 年６月１日時点）の割合 〔2024 年度目標〕　15.2%以上 〔2024 年度実績〕　14.6%（2025 年６月１日時点） 〔2025 年度目標〕　15.2%以上

（分析）

○　2025 年６月１日現在の障害者の雇用率達成企業割合は 46.0%であり、2024 年度目標（46.8%以上）を下回ったものの、民間企業における障害者の雇用状況については、雇用障害者数が 22 年連続で過去最高を更新するなど、着実に進展している。

○　雇用障害者数が向上している要因として、段階的な雇用率引上げ等を踏まえ、積極的に障害者雇用に取り組む企業が多かったものと考えられるところ、本年４月の除外率の引下げによる影響を分析し、優先的に支援すべき企業を明確にしたうえで指導・支援を実施した結果、達成割合についてもわずかに目標を下回る程度に留まった。

○　また、障害者雇用ゼロ企業（2024 年６月１日時点）36,485 社から 2025 年６月１日時点で報告対象外となった企業 3,832 社を除いた 32,653 社のうち、新たに障害者を雇用した企業は 4,769 社（前年差＋280 社）と若干の増加となった一方で、前年から引き続きゼロ企業となった企業は 27,884 社（前年差＋3,002 社）と大きく増加した。これにより、ゼロ企業脱却割合は前年から 0.7 ポイント低下し 14.6%となり、2024 年度目標（15.2%以上）を下回った。

○　その主な背景及び要因として、段階的な雇用率引上げ等を踏まえ各企業が積極的に障害者雇用に取り組んでおり、障害者雇用の経験豊富な企業からも多数求人が出る状況となっている面があり、これから新たに障害者雇用を行おうとするゼロ企業にとって障害者を採用する難易度が上がっていることが考えられる。

○　引き続き、労働局・ハローワークにおいて、
- ・　各企業の現状を分析し、優先的に支援が必要と認められる事業主への訪問指導等を実施するとともに、集団指導や文書指導の実施も含め、全ての未達成企業に接触するよう努めること
- ・　事業主への訪問指導等に際しては、各企業における取組上の課題やニーズを把握し、それらを踏まえた支援策の提案や助言を行うこと
- ・　セミナー等の実施に当たっては、もにす認定制度の認定事業主等に実際の雇用事例を発表してもらうなど参加企業の個別支援につながる工夫をすること
- ・　障害者雇用相談援助事業について引き続き周知し活用を推進すること

といった取組を着実に実施していく。

◎　精神・発達障害者雇用サポーター支援実績

精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合 〔2025 年度目標〕　　75.6%以上 〔2025 年４月～９月実績〕　77.4%

（分析）

○　2025 年４月～９月までの精神・発達障害者雇用サポーターの就職支援を終了した者（8,755 人）のうち、就職した者（6,772 人）の割合は 77.4%となっており、2025 年度目標（75.6%）を上回って推移している。

※上記の支援を終了した者のうち、精神障害の診断がある者の就職率 77.8%（就職者数 4,814 人／支援終了者数 6,190 人）、発達障害の診断がある者の就職率 76.8%（就職者数 2,170 人／支援終了者数 2,826 人）

○　主な要因として、令和６年度より、従来の精神障害者雇用トータルサポーターと発達障害者雇用トータルサポーターに代えて、「精神・発達障害者雇用サポーター」を配置し、関係機関との連携や、障害のある求職者と事業主のマッチング支援を強化し、きめ細やかな支援を実施できたこと等が、令和７年度上半期において目標の就職率を上回ることにつながったものと考えている。

○　引き続き、求職者に対して、個別相談によるきめ細かい支援を実施するとともに、事業主に対しても、障害特性の理解の促進や雇用管理のノウハウの提供、各種支援メニューの活用の提案を行うなど、受入体制の整備を通じ、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための支援を実施していく。

労働政策審議会障害者雇用分科会	
第 136 回(R7.12.22)	資料１－２

（案）

障害者就労促進

項目	2025 年度目標	2025 年度実績		2024 年度目標	2024 年度実績	2023 年度目標	2023 年度実績
【ハローワークにおける障害者の就職件数】							
ハローワークにおける障害者の就職件数 （参考①）ハローワークにおける障害者の就職率（※１） （参考②）ハローワークにおいて就職した障害者の６カ月定着率（※２）	115,609 件以上	57,570 件（2025 年４月～９月） （参考①）40.4% （参考②）76.3%		110,756 件以上	115,609 件 （参考①）42.3%	103,163 件以上	110,756 件 （参考①）44.4%
【障害者雇用率関係】							
①障害者の雇用率達成企業割合（※３）	45.9%以上	2026 年 6 月 1 日時点の実績により評価		46.8%以上	46.0%（2025 年 6 月 1 日時点）	46.6%以上	46.0%（2024 年 6 月 1 日時点）
②障害者雇用ゼロ企業（2025 年６月１日時点）のうち、新たに障害者を雇用した企業	15.2%以上	2026 年 6 月 1 日時点の実績により評価		15.2%以上	14.6%（2025 年 6 月 1 日時点）	15.2%以上	15.3%（2024 年 6 月 1 日時点）

（2026年６月１日時点）の割合							
【精神・発達障害者雇用サポーター支援実績】							
精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合	75.6%以上	77.4%（2025年４月～９月）		72.8%以上	77.8%	ー	ー
精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階（※４）へ移行した者の割合	ー	ー		-	-	78.8%以上	84.3%
精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職に向けた次の段階	ー	ー		-	-	84.3%以上	86.4%

（※４）へ移行した者のうち、就職した者の割合							

（備考）

※１　就職件数／新規求職申込件数。

※２　2024 年４月１日～2024 年９月 30 日までの期間にハローワークの職業紹介で就職したもののうち、雇用保険取得日と喪失日を元に在職月数を算出し、在職月数が６カ月以上の割合を６カ月定着率としたもの。

※３　40.0 人以上（2023 年６月１日までは 43.5 人以上）規模の企業において法定雇用率を達成（注）している企業の割合。

（注）法定雇用障害者数に不足数がないこと。

※４　①就職（トライアル雇用含む)、②職業紹介ができる段階への移行、③職業訓練・職場適応訓練へのあっせん。

2025 年度目標設定における考え方

【ハローワークにおける障害者の就職件数】

2024 年度実績以上と設定。

【障害者雇用率関係】

①　障害者の雇用率達成企業割合

前々年度の実績に過去 10 か年の平均伸び率と 2025 年４月の除外率引下げの影響を加味して設定。

②　障害者雇用ゼロ企業（2025 年６月１日時点）のうち、新たに障害者を雇用した企業（2026 年６月１日時点）の割合

直近３か年の実績平均が前年度目標を下回るため、引き続き前年度と同様の目標値を設定。

【精神・発達障害者雇用サポーター支援実績】

（精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合）

2024 年度より精神・発達障害者雇用サポーターが配置された一方、同年には法定雇用率の引上げがあったことを踏まえ、2023 年度及び 2024 年度の直近２か年分の実績の平均値以上。

施策の達成状況を踏まえた評価及び今後の方針

１　ハローワークにおける障害者の就職件数

○　2025 年４月～９月のハローワークにおける障害者の就職件数は 57,570 件で、対前年同期比を 2.6%下回った。

○　これは、

・　2025 年４月～９月の障害者専用求人数の全数について 133,067 件と対前年同期比で 2.4%上回る水準となった一方で、

・　障害者専用求人数のうち、就労継続支援 A 型事業所による求人数が 45,368 件と対前年同期比で 1.2%下回る水準となったことで、

・　2025 年４月～９月のA型事業所以外の一般企業における就職件数については 42,760 件と対前年度比で 0.4%増となった一方、一般企業と比べてより求人充足率が高い就労継続支援 A 型事業所への就職件数は 14,810 件と対前年度比で 10.3%減となったこと等

が背景にあるものと考えられる。

○　また、2025 年４月～９月の新規求職申込件数については、142,469 件で対前年同期比で 2.0%上回ったものの、前年度の同時期においては、A 型事業所の閉鎖等により新規求職申込件数が対前年同期比で 9.3%と大幅に上回り、企業においても令和６年度の法定雇用率引上げに向けて採用活動が活発化することで就職件数が大幅に増加した他方で、令和７年度においては、令和６年度ほど新規求職申込件数等が伸びていないことも考えられる。

○　こうした状況を踏まえ、ハローワークにおいては、引き続き、求職者本人の適性や希望に応じたきめ細かな就職支援に取り組むとともに、2024 年４月以降の法定雇用率の段階的な引上げ等への対応として障害者の雇入れ支援の更なる強化を図るため、

・　障害者雇用率未達成企業の障害者雇用に対する不安・課題等の丁寧な聞き取りや、理解促進のための職場実習の受入れや支援機関の見学等を推進するとともに、

・　求人者・求職者双方の希望条件を丁寧に聞き取ることによる適格紹介や、求人・求職双方に対して希望条件の緩和を促す等による能動的なマッチング支援

等に引き続き取り組むとともに、障害者の職業紹介を担当する部門と事業所への指導・支援を担当する部門の連携を強化し、企業・障害者への支援状況の相互共有等を行うことにより、求人・求職双方に対する支援の強化を通じて、ハローワークにおける障害者の就職件数の目標達成に向けて取り組んでいく。

【参考１】新規求職申込件数、障害者専用求人、就職件数の年度比較
（各年度４月～９月計）

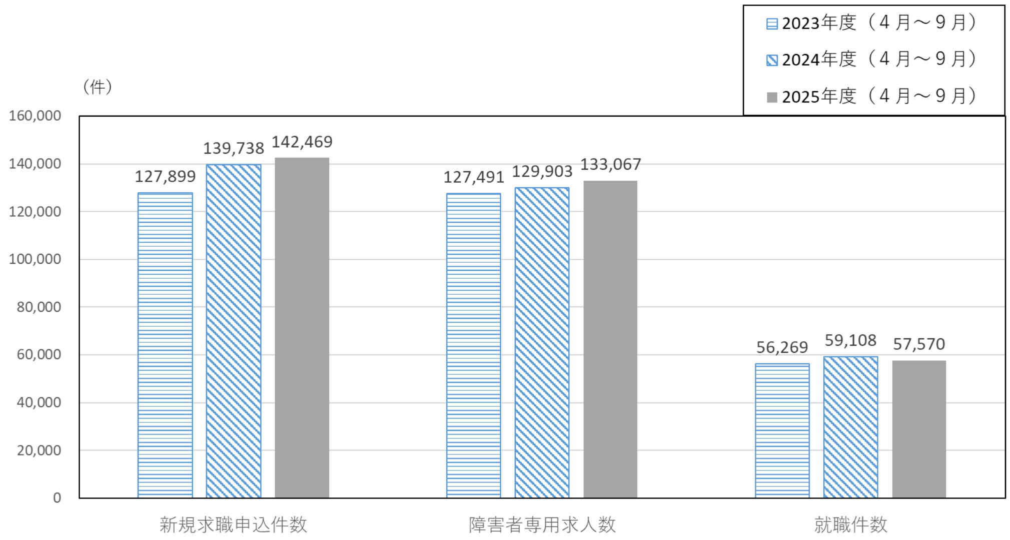

【参考２】産業別障害者専用求人数（各年度４月～９月計）

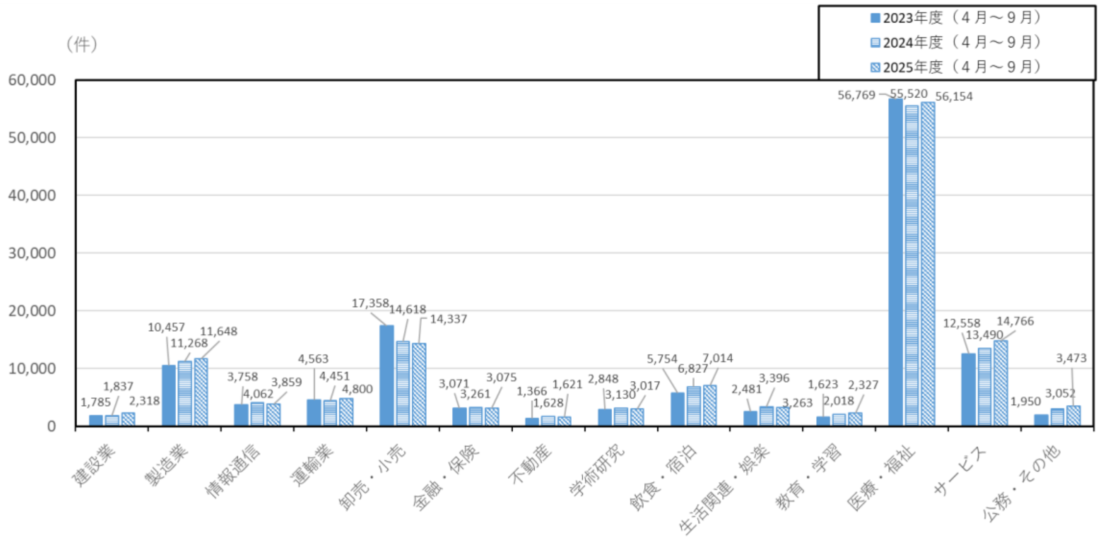

【参考３】職種別障害者専用求人数（各年度４月～９月計）

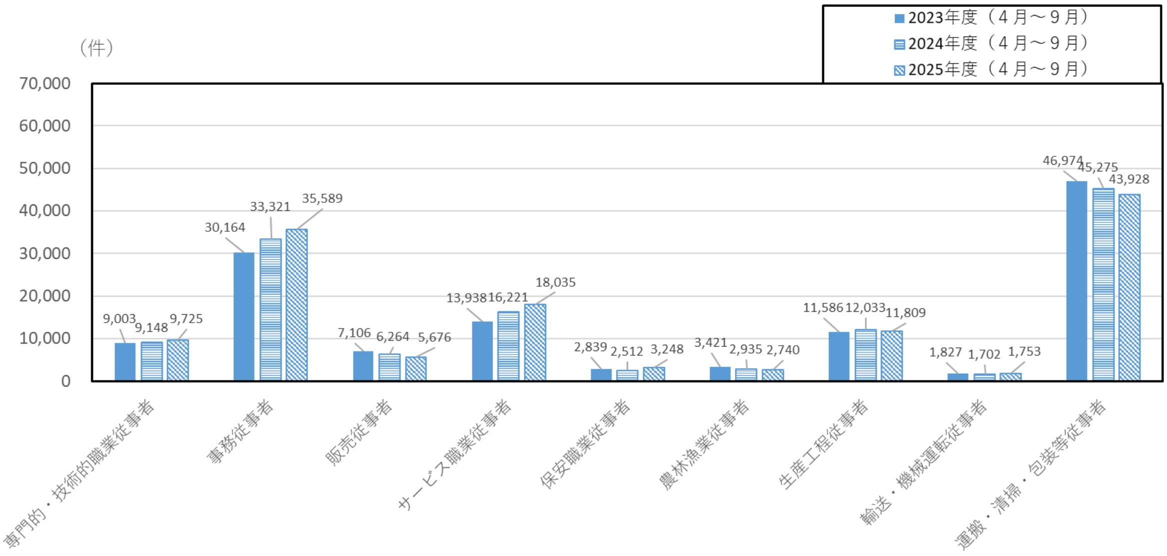

※職種別専用求人数については、1000 件以上ある職種を集計。

【参考４】2025年４月～９月のハローワークにおける障害の種類別・部位別の新規求職申込件数・就職件数・就職率について

			新規求職申込件数（①）		就職件数（②）		就職率（②／①）	
			（件）	前年同期比（%）	（件）	前年同期比（%）	（%）	前年同期差（pt）
障害者計			142,469	2.0	57,570	▲2.6	40.4	▲1.9
身体障害者計			30,545	▲3.3	10,651	▲7.5	34.9	▲1.6
	視覚障害		2,195	▲3.5	805	0.4	36.7	1.4
	聴覚・言語障害		3,971	▲3.5	1,522	▲12.9	38.3	▲4.2
	肢体不自由		14,124	▲5.6	5,124	▲7.3	36.3	▲0.6
		上　肢	5,467	▲4.2	2,076	▲4.4	38.0	▲0.1
		下　肢	7,127	▲6.7	2,520	▲9.7	35.4	▲1.2
		体　幹	1,325	▲4.3	455	▲7.0	34.3	▲1.0
		脳病変（※１）	205	▲15.3	73	0.0	35.6	5.4
	内部障害（※２）		9,672	▲0.2	3,033	▲7.9	31.4	▲2.6
知的障害者			22,486	▲3.1	11,131	▲5.5	49.5	▲1.3
精神障害者			82,011	6.0	33,316	0.3	40.6	▲2.3
その他の障害者			7,427	▲2.2	2,472	▲4.8	33.3	▲0.9

※１「脳病変」とは、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を指す。

※２「その他の障害者」とは、障害者手帳等を所持する身体障害者・知的障害者・精神障害者以外の障害者をいい、具体的には、障害者手帳を所持しない発達障害者、難病疾患、高次脳機能障害者など。

【参考５】ハローワークにおける一般職業紹介等状況

	2025年４月～９月	対2024年４月～９月比
就職件数（件）	551,389	▲4.8
新規求職申込件数（件）	2,288,704	▲0.1
新規求人数（人）	4,755,227	▲2.7

【参考６】各年度上半期の求人数（A型事業所・A型事業所以外別）

① 就労継続支援A型事業所の求人数

	求人数	対前年度比
令和５年度	47,379	−
令和６年度	45,906	▲3.1
令和７年度	45,368	▲1.2

② 就労継続支援A型事業所以外の一般企業の求人数

	求人数	対前年度比
令和５年度	80,112	−
令和６年度	83,997	4.8
令和７年度	87,699	4.4

【参考７】各年度上半期の就職件数（A型事業所・A型事業所以外別）

① 就労継続支援A型事業所への就職件数

	就職件数	対前年度比
令和５年度	15,311	−
令和６年度	16,503	7.8
令和７年度	14,810	▲10.3

② 就労継続支援A型事業所以外の一般企業への就職件数

	就職件数	対前年度比
令和５年度	40,958	−
令和６年度	42,605	4.0
令和７年度	42,760	0.4

２　障害者雇用率関係

2025年６月１日現在の障害者の雇用率達成企業割合は46.0%であり、2024年度目標（46.8%以上）を下回ったものの、民間企業における障害者の雇用状況については、雇用障害者数が22年連続で過去最高を更新するなど、着実に進展している。

雇用障害者数が向上している要因として、段階的な雇用率引上げ等を踏まえ、積極的に障害者雇用に取り組む企業が多かったものと考えられるところ、本年４月の除外率の引下げによる影響を分析し、優先的に支援すべき企業を明確にしたうえで指導・支援を実施した結果、達成割合についてもわずかに目標を下回る程度に留まった。

また、障害者雇用ゼロ企業（2024年６月１日時点）36,485社から2025年６月１日時点で報告対象外となった企業3,832社を除いた32,653社のうち、新たに障害者を雇用した企業は4,769社（前年差＋280社）と若干の増加となった一方で、前年から引き続きゼロ企業となった企業は27,884社（前年差＋3,002社）と大きく増加した。これにより、ゼロ企業脱却割合は前年から0.7ポイント低下し14.6%となり、2024年度目標（15.2%以上）を下回った。

その主な背景及び要因として、段階的な雇用率引上げ等を踏まえ各企業が積極的に障害者雇用に取り組んでおり、障害者雇用の経験豊富な企業からも多数求人が出る状況となっている面があり、これから新たに障害者雇用を行おうとするゼロ企業にとって障害者を採用する難易度が上がっていることが考えられる。

引き続き、労働局・ハローワークにおいて、

- 各企業の現状を分析し、優先的に支援が必要と認められる事業主への訪問指導等を実施するとともに、集団指導や文書指導の実施も含め、全ての未達成企業に接触するよう努めること
- 事業主への訪問指導等に際しては、各企業における取組上の課題やニーズを把握し、それらを踏まえた支援策の提案や助言を行うこと
- セミナー等の実施に当たっては、もにす認定制度の認定事業主等に実際の雇用事例を発表してもらうなど参加企業の個別支援につながる工夫をすること
- 障害者雇用相談援助事業について引き続き周知し活用を推進すること

といった取組を着実に実施していく。

３　精神・発達障害者雇用サポーター支援実績

2025年４月～９月までの精神・発達障害者雇用サポーターの就職支援を終了した者（8,755人）のうち、就職した者（6,772人）の割合は77.4%となっており、2025年度目標（75.6%）を上回って推移している。

※上記の支援を終了した者のうち、精神障害の診断がある者の就職率77.8%（就職者数4,814人／支援終了者数6,190人）、発達障害の診断がある者の就職率76.8%（就職者数2,170人／支援終了者数2,826人）

主な要因として、令和６年度より、従来の精神障害者雇用トータルサポーターと発達障害者雇用トータルサポーターに代えて、「精神・発達障害者雇用サポーター」を配置し、関係機関との連携や、障害のある求職者と事業主のマッチング支援を強化し、きめ細やかな支援を実施できたこと等が、令和７年度上半期において目標の就職率を上回ることにつながったものと考えている。

引き続き、求職者に対して、個別相談によるきめ細かい支援を実施するとともに、事業主に対しても、障害特性の理解の促進や雇用管理のノウハウの提供、各種支援メニューの活用の提案を行うなど、受入体制の整備を通じ、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための支援を実施していく。

労働政策審議会障害者雇用分科会	
第136回(R7.12.22)	資料2-1

厚生労働省発職1222第1号

令和 7 年 12 月 22 日

労働政策審議会

会長　岩村　正彦　殿

厚生労働大臣　上野賢一郎

別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十九条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等等の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

1　基礎的研修に係る規定の新設等

（１）雇用及び福祉分野における横断的な基礎的知識及び技能を習得させるための研修（以下「基礎的研修」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。（第４条の 11 の２関係）

イ　障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターが行う研修であって、雇用及び福祉分野における横断的な基礎的知識及び技能を習得させるための研修

ロ　イに掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める研修

（２）訪問型職場適応援助者及び企業在籍型職場適応援助者の認定要件として、基礎的研修を修了した者であることを追加する。（第 20 条の２第３項及び第４項関係）

2　上級職場適応援助者の新設

（１）次に掲げる者のうち、２（２）の上級職場適応援助者養成研修を修了したものを上級職場適応援助者とする。（同条第２項関係）

イ　訪問型職場適応援助者であって、一定の実務の経験を有するもの

ロ　企業在籍型職場適応援助者であって、一定の実務の経験を有するもの

ハ　基礎的研修及び訪問型職場適応援助者養成研修若しくは企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了した者であって、障害者の雇用契約に基づく就労に係る支援に関する一定の実務の経験を有するもの

（２）上級職場適応援助者養成研修は、次のいずれかに該当するものとする。（同条第５項関係）

イ　障害者職業総合センターが行う上級職場適応援助者の養成のための研修

ロ　上級職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修

3　職場適応援助者助成金の拡充等

（１）職場適応援助者助成金について、社会福祉法人等であって、次に掲げる事業を行うもの（当該事業を適切に行うことができると機構が認めるもの（以下「認定社会福祉法人等」という。）に限る。）に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。（同条第１項第１号関係）

イ　障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画（上級職場適応援助者（訪問型職場適応援助者であるものに限る。３（１）において同じ。）が作成した計画又は社会福祉法人等の訪問型職場適応援助者が作成し地域障害者職業センターの長若しくは認定社会福祉法人等の上級職場適応援助者が承認した計画に限る。）の作成に係る事業

ロ　障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画（上級職場適応援助者が作成した計画に限る。）の作成に係る事業

ハ　障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画（認定社会福祉法人等が作成し上級職場適応援助者が承認した計画に限る。）の承認に係る事業

ニ　障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画（認定事業主（３（２）に規定する援助を適切に行うことができると機構が認める事業主をいう。３（１）へにおいて同じ。）が作成し上級職場適応援助者が承認した計画に限る。）の承認に係る事業

ホ　障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画（地域障害者職業センター若しくは認定社会福祉法人等の上級職場適応援助者が作成した計画又は認定社会福祉法人等が作成し地域障害者職業センターの長若しくは認定社会福祉法人等の上級職場適応援助者が承認した計画に限る。）に基づき行われる訪問型職場適応援助者による援助に係る事業

ヘ　障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画（地域障害者職業センター若しくは認定社会福祉法人等の上級職場適応援助者が作成した計画又は事業主が作成し地域障害者職業センターの長若しくは認定社会福祉法人等の上級職場適応援助者が承認した計画に限る。）に基づき認定事業主の企業在籍型職場適応援助者とともに行う上級職場適応援助者による援助に係る事業

（２）職場適応援助者助成金について、障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画（地域障害者職業センター、認定社会福祉法人等若しくは事業主の上級職場適応援助者が作成した計画又は事業主が作成し地域障害者職業センターの長若しくは認定社会福祉法人等若しくは事業主の上級職場適応援助者が承認した計画に限る。）に基づき援助を行う企業在籍型職場適応援助者の配置を行う事業主（当該援助を適切に行うことができると機構が認めるものに限る。）に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。（同条第１項第２号関係）

（３）職場適応援助者助成金について、加齢に伴って生ずる心身の変化によ

り職場への適応が困難となった障害者である労働者（35 歳以上の者に限る。）の継続雇用のため、３（１）及び（２）と同様の措置を行う社会福祉法人等及び事業主（当該措置を行うことが必要であり、かつ、適切に行うことができると機構が認めるものに限る。）に対しても、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。（同条第１項第３号関係）

４　その他、所要の改正を行う。（第 36 条の 15 関係）

５　施行期日等

（１）この省令は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第 36 条の 15 の改正規定は、公布の日から施行する。（附則第１条関係）

（２）この省令の施行の際現に障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 20 条第４号及び第 22 条第５号の規定に基づき、障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターが行った雇用及び福祉分野における横断的な基礎的知識及び技能を習得させるための研修を修了した者については、この省令による改正後の第４条の 11 の２第１号に規定する基礎的研修を修了した者とみなす。（附則第２条第１項関係）

（３）この省令による改正後の第４条の 11 の２の規定の適用については、当分の間、基礎的研修は、第 20 条の２第６項第２号又は第７項第２号に掲げる研修を行う機関によるものであって、厚生労働大臣が定める研修によって行うことができることとする。（附則第２条第２項関係）

（４）この省令の施行の日前にこの省令の施行による改正前の第 20 条の２第２項の訪問型職場適応援助者養成研修又は同条第３項の企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了した者については、それぞれこの省令による改正後の第 20 条の２第６項に規定する訪問型職場適応援助者養成研修又は同条第７項に規定する企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了した者とみなす。（附則第３条第１項関係）

（５）この省令の施行の際現に改正前の第 20 条の２第２項の訪問型職場適応援助者養成研修又は同条第３項の企業在籍型職場適応援助者養成研修を受講中の者であって、この省令の施行後当該研修を修了したものについては、それぞれこの省令による改正後の第 20 条の２第６項に規定する訪問型職場適応援助者養成研修又は同条第７項に規定する企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了した者とみなす。（附則第３条第２項関係）

（６）この省令の施行の際現に訪問型職場適応援助者又は企業在籍型職場適応援助者であるものについては、それぞれこの省令による改正後の第 20 条の２第３項に規定する訪問型職場適応援助者又は同条第４項に規定す

る企業在籍型職場適応援助者とみなす。（附則第４条第１項関係）

（７）この省令による改正後の第 20 条の２第２項から第４項までの規定の適用については、当分の間、訪問型職場適応援助者及び企業在籍型職場適応援助者等について、基礎的研修を修了した者であることを要しないこととする。（附則第４条第２項関係）

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十九条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等等の一部を改正する告示案要綱

1　職場適応援助者助成金の拡充等

（１）障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「施行規則」という。）第 20 条の２第１項第１号又は第３号イからヘまでに該当する社会福祉法人等に対して支給する職場適応援助者助成金について、訪問型職場適応援助者が障害者に対し、次に掲げる援助等を行った場合に、その時間、回数及び期間に応じて支給するものとする。（第１条第１号関係）

イ　施行規則第 20 条の２第１項第１号イに規定する障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画の作成

ロ　同号ロに規定する障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画の作成

ハ　同号ハに規定する障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画の承認

ニ　同号ニに規定する障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画の承認

ホ　同号ホに規定する障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画に基づき行われる訪問型職場適応援助者による援助

ヘ　同号ヘに規定する障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画に基づき、認定事業主の企業在籍型職場適応援助者とともに行う上級職場適応援助者による援助

（２）その他、所要の改正を行う。

2　この告示は、令和８年４月１日から適用する。（附則関係）

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則等の一部改正について

令和７年12月22日 厚生労働省職業安定局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

改正事項①：
基礎的研修及び上級職場適応援助者養成研修に係る規定の新設について

上級職場適応援助者（上級ジョブコーチ）研修の新設

- 障害者の就労支援に携わる専門人材の高度化に向けた階層的な研修制度創設の観点から、職場適応援助者に対する助言、指導等を行う者として、職場適応援助者のうち一定の実務経験を有することを受講要件とする**上級職場適応援助者養成研修を新設**。

民間機関等による基礎的研修の認定等

- 現在、障害者職業総合センター・地域障害者職業センターにおいて、福祉・雇用の切れ目ない支援を可能にするための専門人材の育成・確保を目指し、雇用・福祉に係る分野横断的な基礎的知識及び技能習得のための研修（基礎的研修）を実施。
- 今般、基礎的研修を障害者雇用促進法施行規則に規定を位置付けることで、**法令上の位置づけを明確化**するとともに、**民間機関等においても基礎的研修を実施できるようにするため、厚生労働大臣が民間機関による研修を認定する旨の規定を新設**する。

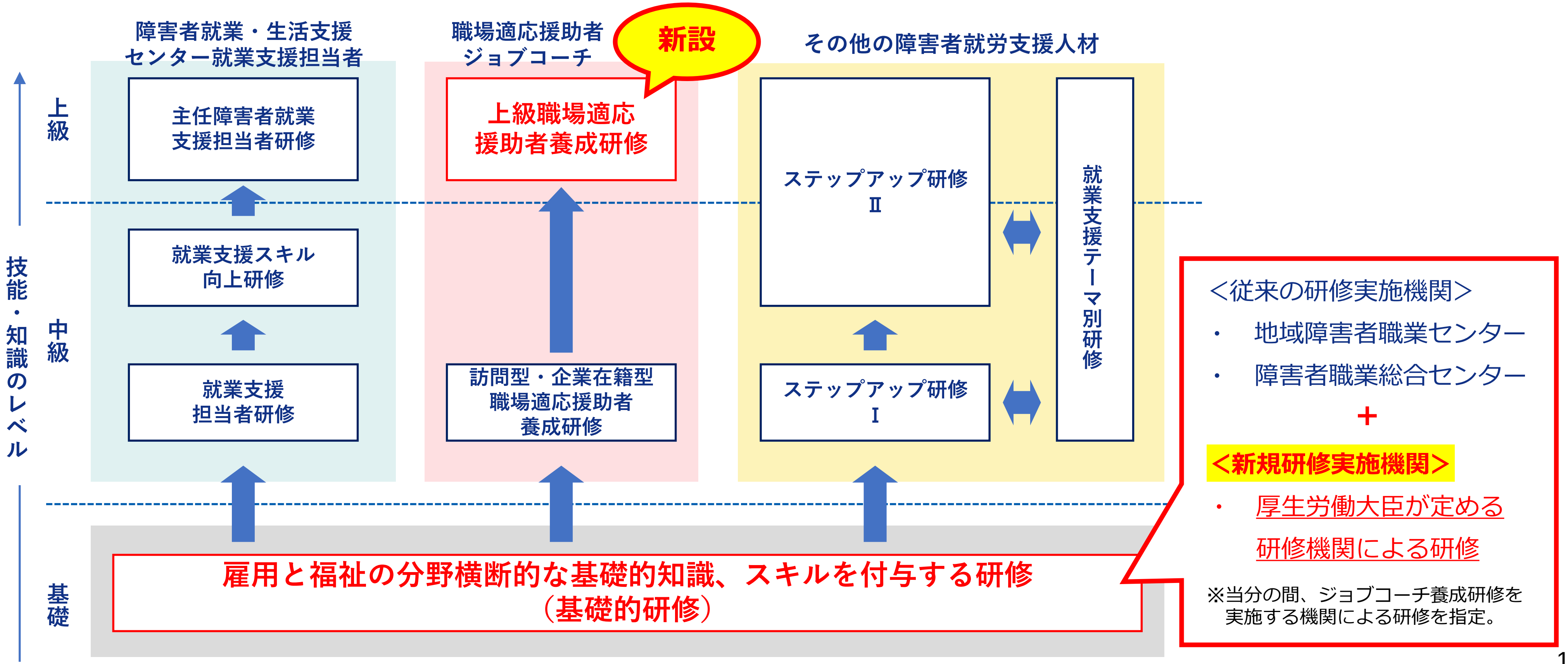

改正事項②：
職場適応援助者助成金の支給対象の拡充について

- 職場適応援助者助成金については、これまで、地域障害者職業センターにより作成又は承認された計画に基づき援助を実施した場合に、援助を実施した認定社会福祉法人等（※）に対してのみに支給（①）。
  ※障害者の職場適応や雇用に伴う援助事業を適切に行うことができると（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）が認めたもの
- 今般、上級職場適応援助者研修を修了した**上級職場適応援助者（上級ジョブコーチ）も、援助の計画を作成・承認できることとし、**
  （１）訪問型の上級職場適応援助者が計画の作成・承認を行った場合（②）、その**計画に基づき援助を実施した場合（③）**
  （２）訪問型又は企業在籍型の上級職場適応援助者が作成・承認した計画に基づき援助を実施した場合（③’）
  等も、**職場適応援助者助成金の支給対象**とする。

既存の助成金支給

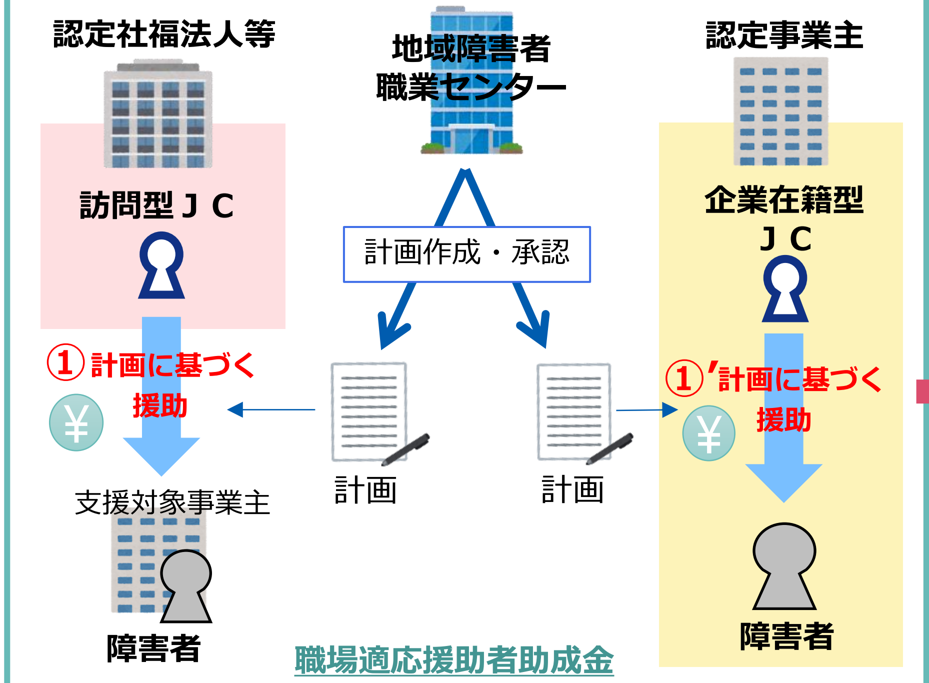

職場適応援助者助成金

① **18,000円** or **9,000円／件** （最大36,000円/日）
（４時間以上の援助）　（４時間未満の援助）
※精神障害者への援助等の場合、４時間とあるのは３時間。

①‘ **60,000円／障害者数** （月あたり。最大300万円/年）
※精神障害者への援助の場合は、90,000円/月。企業規模・障害者の就業形態により支給額が異なる。

（新規拡充）助成金支給の新ケース

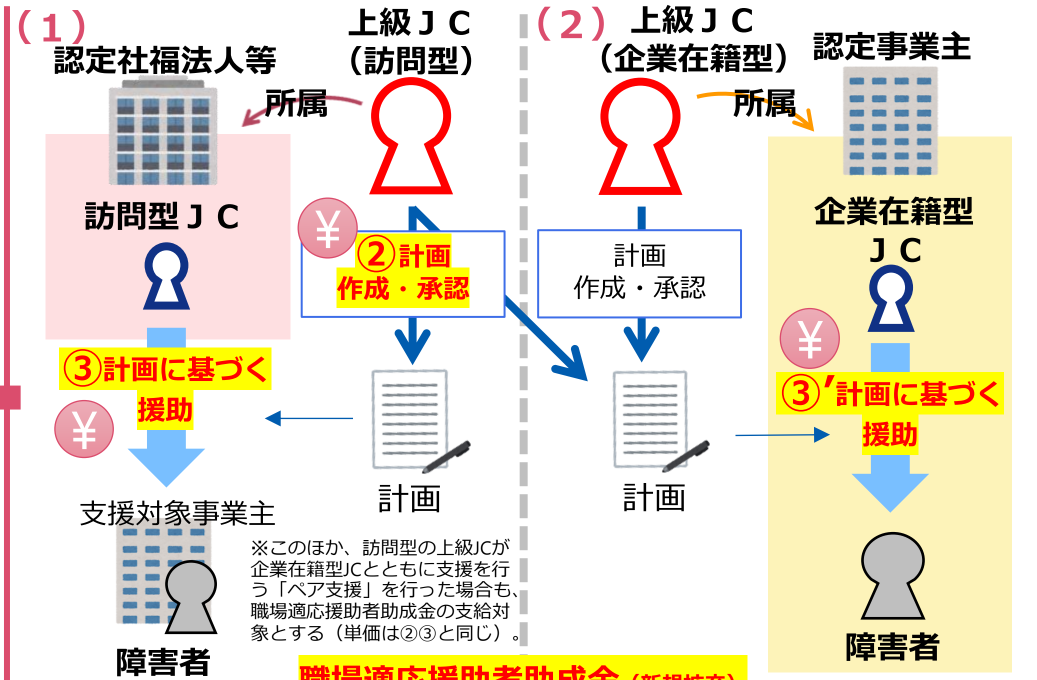

職場適応援助者助成金（新規拡充）

②③ **18,000円** or **9,000円／件**
（４時間以上の援助等）（４時間未満の援助等）
（最大36,000円/日）
※精神障害者への援助等の場合、４時間とあるのは３時間。

③‘ **60,000円／障害者数** （月あたり）
（最大300万円/年）
※精神障害者への援助等の場合は、90,000円/障害者数。
※企業規模及び障害者の就業形態により支給額が異なる。

（参考）分科会意見書・作業部会におけるとりまとめ①

労働政策審議会障害者雇用分科会 意見書（令和４年６月17日）（抄）

第３ 障害者雇用と障害者福祉の連携の促進

２ 障害者就労を支える人材の育成・確保

○　障害者就労を支える人材の育成・確保については、検討会報告書において、**福祉と雇用の切れ目のない支援を可能とするために、障害者本人と企業双方に対して必要な支援ができる専門人材の育成・確保を目指し、雇用・福祉の分野横断的な基礎的な知識・スキルを付与する研修（以下「基礎的研修」という。）を確立することが必要**であるとの方向性が示された上で、令和３年９月から同年 12 月まで開催された「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修の構築に関する作業部会」で、具体的な検討がなされたところである。

○　これらを踏まえ、当分科会において議論を行い、以下の対応が適当であるとされた。

- **基礎的研修は、雇用・福祉分野の横断的な知識等について一定レベルの習得を目指すこととし、研修受講者の仕上がり像は、障害者本人や企業に対して基本的な支援を開始できるレベルの人材**とする。
- 上述の目的を踏まえ、基礎的研修の実施期間は３日以内（概ね 900 分以内）とし、一部にオンラインの活用も可能とする。
- 基礎的研修の受講を必須とすべき者は、当面、就労移行支援事業所の就労支援員、就労定着支援事業の就労定着支援員、障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者・生活支援担当者の４者とする。
- **基礎的研修は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高障求機構」という。）が実施する。その上で、民間機関も活用していくこととするが、質の確保の観点から、まずは、厚生労働大臣指定の職場適応援助者養成研修実施機関とする。**

○　また、基礎的研修については、効果検証をしっかり行った上で効率的な運用に努めるとともに、研修内容を適時適切に見直していくことが適当である。

（参考）分科会意見書・作業部会におけるとりまとめ②

職場適応援助者の育成・確保に関する作業部会　令和５年度中間とりまとめ（令和６年５月24日）（抄）

１ はじめに
（２）令和４年度中間とりまとめの概要
ウ　広義のＪＣ支援（上級ＪＣが行う支援）
○　検討会における、階層研修の再構築及び専門人材の育成・確保に向けた議論を踏まえ、**特定の障害者・企業に対する支援である「狭義のＪＣ支援」に留まらない他のＪＣへのスーパーバイズやコーディネート等を含む支援を「広義のＪＣ支援」と定義し、これを行うＪＣを上級ＪＣとした。**上級ＪＣを育成するための研修の必要性、その人材像について以下のとおり整理した。
・　**ＪＣを専門人材として育成するための研修については、ゼロステップの基礎的研修、ＪＣ支援に特化したＪＣ養成研修を修了した後、実務経験や培ったスキルを論理的・体系的に整理し、他のＪＣへスーパーバイズ等を行う指導者として必要な知識・スキルを習得するための上級ＪＣ研修を設定し、階層的な研修として再構築することにより専門性を高めていく必要**がある。

２ 令和５年度の作業部会における議論
（１）ＪＣ支援の活性化に向けた対応
ア　助成金制度の見直しの概要（申請手続の簡素化等）
○　令和４年度において、職業リハビリテーション計画及び**支援計画承認手続の簡素化**を行うこと、また、ペア支援可能なＪＣの範囲について議論がなされたため、引き続き検討を行った。
（中略）
○　地域障害者職業センターによる**支援計画承認手続を省略する場合の要件について、支援の質の担保の観点から**以下のとおり設定する。
・　**法人内に、上級ＪＣが在籍しており、計画内容の妥当性を客観的にチェックできる体制があること**（上級ＪＣが一定数確保されるまでは、経験豊富なＪＣも対象とする。経験豊富なＪＣについては、一定の支援実績により判断する）
　また、**法人内に上級ＪＣが在籍しておらず、チェック体制がない場合は、上級ＪＣを配置している他の機関による支援計画の確認を受けている**こと

（３）上級ＪＣ研修の在り方
イ　上級ＪＣ研修の実施（実施主体、実施方法、受講要件等の考え方）
○　**ＪＥＥＤのほか、厚生労働大臣指定のＪＣ養成研修機関のうち、実施体制等について一定の要件を満たす機関を実施主体とする**が、その場合の要件については、ＪＣ養成研修及び上級ＪＣ研修の双方の実効性を担保する観点から、①法人であること、②実施体制の確保、③ＪＣ養成研修の実績（直近３年間の最低年１回の継続実施）とする。

※職場適応援助者の育成・確保に関する作業部会について
　職場適応援助に係る支援の在り方及び人材育成・確保に向けた方策について検討を行うため、令和４年４月に「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」の下に設置された作業部会。

労働政策審議会障害者雇用分科会	
第136回(R7.12.22)	参考資料1

労働政策審議会障害者雇用分科会　委員名簿

令和7年10月10日現在

（公益代表）

大井　方子（おおい　まさこ）	高知県立大学文化学部教授
影山　摩子弥（かげやま　まこや）	横浜市立大学都市社会文化研究科名誉教授
倉知　延章（くらち　のぶあき）	九州産業大学人間科学部名誉教授
田中　克俊（たなか　かつとし）	北里大学大学院医療系研究科産業精神保健学教授
山川　隆一（やまかわ　りゅういち）	明治大学法学部教授
渡邊　絹子（わたなべ　きぬこ）	筑波大学ビジネスサイエンス系准教授

（労働者代表）

大喜多　輝彦（おおきた　てるひこ）	サービス・ツーリズム産業労働組合連合会副会長
河崎　智文（かわさき　ちふみ）	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会政策部門社会政策担当専門部長
冨高　裕子（とみたか　ゆうこ）	日本労働組合総連合会副事務局長
佐藤　好一（さとう　こういち）	全日本自動車産業労働組合総連合会副事務局長
神成　和江（かんなり　かずえ）	全日本自治団体労働組合総合政治政策局社会福祉局長

（使用者代表）

清田　素弘（きよた　もとひろ）	日本商工会議所産業政策第二部担当部長
新田　秀司（にった　ひでし）	（一社）日本経済団体連合会労働政策本部長
松永　恭興（まつなが　やすおき）	（株）日立製作所人財統括本部人事勤労本部長
美堂　梓（みどう　あずさ）	富士通(株)ＣＨＲＯ室シニアマネージャー（人権・活躍支援（DE&I）担当）
山口　高広（やまぐち　たかひろ）	愛知県中小企業団体中央会会長、株式会社アトラスジャパン代表取締役社長

（障害者代表）

大谷　喜博（おおたに　よしひろ）	全国手をつなぐ育成会連合会副会長
岡本　敏美（おかもと　としみ）	（社福）日本身体障害者団体連合会副会長
新銀　輝子（しんぎん　てるこ）	（公社）全国精神保健福祉会連合会理事
田中　伸明（たなか　のぶあき）	（社福）日本視覚障害者団体連合副会長

（五十音順、敬称略）

労働政策審議会障害者雇用分科会	
第136回(R7.12.22)	参考資料2

障害者雇用分科会における2025年度の年度目標に対する四半期毎の実績について

年度目標項目	2025年度の年度目標	2025年4月から9月までの実績の合計	2025年4月から6月まで	2025年7月から9月まで	2025年10月から12月まで	2026年1月から3月まで	データの出所
ハローワークにおける障害者の就職件数	115,609件以上	57,570件	32,380件	25,190件	ー	ー	職業安定業務統計
【障害者雇用率関係】(※1) ①障害者の雇用率達成企業割合	①45.9%以上						障害者雇用状況報告
【障害者雇用率関係】(※2) ②障害者雇用ゼロ企業のうち、新たに障害者を雇用した企業の割合	②15.2%以上(※2)						障害者雇用状況報告
精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合	75.6%以上	77.4%	77.6%	77.1%	ー	ー	精神・発達障害者雇用サポーター支援状況報告

※1　障害者雇用率関係の指標は、翌年6月1日時点の障害者雇用状況報告の結果によるため、この表においては記載しない。

※2　2025年度の目標は、2025年6月1日時点における障害者雇用ゼロ企業のうち、2026年6月1日時点において新たに障害者を雇用した企業の割合。

いわゆる障害者雇用ビジネス(※)に係る実態把握の取組について

労働政策審議会障害者雇用分科会
第136回
(R7. 12. 22)
参考資料３

実態把握の概要

■ 令和４年１月、都道府県労働局に対し、障害者雇用ビジネス実施事業者やその利用企業の実態把握を行うことを指示。以降、以下のとおり、継続的に実態把握を行うとともに必要な支援を実施。

- 業務内容・業務量、雇用期間・労働時間等の労働条件、雇用管理の状況（勤怠管理・業務指示の流れ等）等を把握。
- 必要に応じ、関係機関と連携し、同一の就業場所や利用企業を繰り返し訪問。
- 事業主や障害者雇用ビジネス実施事業者に対し、障害者雇用促進法の基本理念や事業主の責務についての理解を促進。
- 必要に応じ、障害者の能力に応じた業務の選定等について、事業主への支援を実施。

把握状況（令和７年１１月末時点）

■ ビジネス事業者**46法人**が運営する就業場所**223カ所**を把握（うち**88カ所**訪問）。

■ 当該就業場所の利用企業のうち**364**社を特定。うち**82**社について事業所訪問等を実施。

【把握状況の概要】

事業者数	**46事業者**(※1)
就業場所数	**223カ所**(※2)
うち農園	153カ所
うちサテライトオフィス	58カ所
利用企業数	1,803以上（※3）
うち社名を把握した企業数	364社(※4)
就業障害者数	11,241以上(※5)

(※1) 把握する限り、就業場所数が最も多い事業者では58か所を運営。
また、利用企業が最も多い事業者では700社以上が利用。

(※2) 労働局による聴取またはビジネス事業者HP等で把握した就業場所数。
このうち労働局等の訪問による実態把握を実施したのはうち88カ所。

(※3) 把握した就業場所ごとの利用企業数を合計した延べ数。
（同一企業が複数の就業場所を利用する場合は重複計上。
一部、利用企業数を把握できていない就業場所もあるため、 1,803以上と表記。）
最も多い就業場所では29社が利用。

(※4) 複数のビジネス事業者を利用する企業が６社あり、利用企業数としては重複計上。
このうち82社については、労働局等の事業所訪問等による実態把握を実施。

(※5) 労働局による聴取またはビジネス事業者HP等により把握した就業者数。
（HP上に「○○人以上」と掲載されているものが多いほか、把握できないものもあるため、 11,241人以上と表記。）

（※）障害者の就業場所となる施設・設備（農園、サテライトオフィス等）及び障害者の業務の提供等を行う事業。本事業は、事前の届出等があるものではなく、厚生労働省として把握している情報は、都道府県労働局等が実施する事業所訪問等による事業主の任意の協力等により把握できた限りの情報となる。
なお、実態把握の取組は、業務の提供等の実施が無いものも含め広く対象としており、令和４年１月以降、把握できた取組を積み上げ式に計上している。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

報道関係者　各位

令和７年 12 月 19 日
【照会先】
職業安定局
障害者雇用対策課
課　　　　　　　　長　　河村　のり子
主任障害者雇用専門官　　渡部　幸一郎
課　 長　 補　 佐　　吉田　豊
（代表電話）03-5253-1111（内線）5829、5868
（直通電話）03-3502-6775

令和７年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省では、このほど、令和７年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率。民間企業は 2.5%。）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、民間企業や公的機関などにおける毎年６月１日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、これを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率 2.5%）

〇雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。
- 雇用障害者数は 70 万 4,610.0 人、
  対前年差２万 7,148.5 人増加、対前年比 4.0%増加
- 実雇用率 2.41%、前年同率（※小数点以下第３位で比較した場合、前年より上昇）

〇法定雇用率達成企業の割合は 46.0%、前年同率

＜公的機関＞（同 2.8%、都道府県等の教育委員会は 2.7%）

〇雇用障害者数はいずれも対前年で上回る。※（　）は前年の値。
- 国　　　：雇用障害者数　１万 595.5 人（１万 428.0 人）、
  実雇用率　3.04%（3.07%）
- 都道府県：雇用障害者数　１万 1,375.0 人（１万 1,030.5 人）、
  実雇用率　3.03%（3.05%）
- 市町村：雇用障害者数　３万 9,142.0 人（３万 7,433.5 人）、
  実雇用率 2.69%（2.75%）
- 教育委員会：雇用障害者数　１万 8,550.5 人（１万 7,719.0 人）、
  実雇用率 2.31%（2.43%）

＜独立行政法人など＞（同 2.8%）

〇雇用障害者数は対前年で上回る。※（　）は前年の値。
- 雇用障害者数１万 4,120.0 人（1 万 3,419.0 人）、実雇用率　2.67%（2.85%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1　民間企業における雇用状況

○　雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

・　民間企業（常用労働者数が40.0人以上の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は704,610.0人で、前年より27,148.5人増加（対前年比4.0%増）し、22年連続で過去最高を更新した。

・　雇用者のうち、身体障害者は373,914.5人（対前年比1.3%増）、知的障害者は162,153.5人（同2.8%増）、精神障害者は168,542.0人（同11.8%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。

・　実雇用率は、14年連続で過去最高（※）の2.41%（前年は2.41%）、法定雇用率達成企業の割合は46.0%（同46.0%）であった。

※実雇用率について、令和６年が2.405･･･%、令和７年が2.412･･･%のため、小数点以下第３位で比較した場合、前年より上昇している。

〔総括表１、グラフ(1)、詳細表１(1)・(4)〕

○　企業規模別の状況

・　企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、40.0～100人未満規模企業で81,287.5人（前年は78,280.0人）、100～300人未満で127,623.5人（同124,637.0人）、300～500人未満で58,363.0人（同57,178.5人）、500～1,000人未満で76,557.5人（同76,515.5人）、1,000人以上で360,778.5人（同340,850.5人）と、全ての企業規模で前年より増加した。

・　実雇用率は、40.0～100人未満で1.94%（前年は1.96%）、100～300人未満で2.18%（同2.19%）、300～500人未満で2.27%（同2.29%）、500～1,000人未満で2.41%（同2.48%）、1,000人以上で2.69%（同2.64%）と、1,000人以上規模の企業以外で前年より低下した（※）。
　なお、1,000人以上規模の企業は、実雇用率が法定雇用率を上回っている。

・　法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100人未満で44.7%（前年は44.3%）、100～300人未満で48.6%（同49.1%）、300～500人未満で40.3%（同41.1%）、500～1,000人未満で44.5%（同44.3%）、1,000人以上で57.5%（同54.7%）となり、100～300人未満、300～500人未満の企業規模で前年より低下（※）した。

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

〔グラフ(2)・(3)、詳細表１(2)〕

○　産業別の状況

・　産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」以外の業種で前年よりも増加した。

・　産業別の実雇用率では、「医療、福祉」(3.02%)、「電気・ガス・熱供給・水

道業」（2.54%）、「生活関連サービス業，娯楽業」（2.54%）、「複合サービス事業」（2.54%）が法定雇用率を上回っている。

〔グラフ(4)・(5)、詳細表１(3)〕

○　法定雇用率未達成企業の状況

・　令和７年の法定雇用率未達成企業は65,033社。そのうち、不足数が0.5人または１人である企業（１人不足企業）が、64.0%と過半数を占めている。

・　また、障害者を１人も雇用していない企業（０人雇用企業）は37,262社であり、未達成企業に占める割合は、57.3%となっている。

〔詳細表１(5)〕

○　特例子会社の状況

・　令和７年６月１日現在で特例子会社（※）の認定を受けている企業は631社（前年より17社増）で、雇用されている障害者の数は、53,710.5人(前年は50,290.5人)であった。

・　雇用者のうち、身体障害者は12,920.0人（同12,488.5人）、知的障害者は26,739.5人（同25,553.5人）、精神障害者は14,051.0人（同12,248.5人）であった。

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

〔詳細表１(7)〕

２　公的機関における在職状況

(1)　国の機関（法定雇用率2.8%）

国の機関に在職している障害者の数は10,595.5人で、前年より1.6%、167.5人増加している。実雇用率は3.04%と、前年に比べ0.03ポイント低下（※）した。

国の機関は44機関中44機関が達成。

〔総括表２(1)、詳細表２(1)、４(1)〕

⑵　都道府県の機関（法定雇用率2.8%）

都道府県の機関に在職している障害者の数は11,375.0人で、前年より3.1%、344.5人増加している。実雇用率は3.03%と、前年に比べ0.02ポイント低下（※）した。

知事部局は47機関中46機関が達成（現時点において、未達成であった１機関も達成済みとなっている。）、知事部局以外は120機関中102機関が達成。

〔総括表２(2)、詳細表２(2)、４(2)・(3)〕

⑶　市町村の機関（法定雇用率2.8%）

市町村の機関に在職している障害者の数は39,142.0人で、前年より4.6%、1,708.5人増加しており、実雇用率は2.69%と、前年に比べ0.06ポイント低下（※）した。

2,470機関中1,716機関が達成。

〔総括表２(3)、詳細表２(3)〕

⑷ 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.7％）

都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は18,550.5人で、前年より4.7％、831.5人増加している。実雇用率は2.31％（都道府県教育委員会は2.31％、市町村教育委員会は2.30％）と、前年に比べ0.12ポイント低下（※）した。

都道府県教育委員会は47機関中14機関が達成、市町村教育委員会は47機関中26機関が達成。

〔総括表２(4)、詳細表２(4)、４(4)〕

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

３　独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等(法定雇用率2.8％)に雇用されている障害者の数は14,120.0人で、前年より5.2％、701.0人増加している。実雇用率は2.67％と、前年に比べ0.18ポイント低下（※）した。

独立行政法人等（国立大学法人等を除く）は94法人中72法人が達成、国立大学法人等は85法人中49法人が達成、地方独立行政法人等は198法人中128法人が達成。

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

〔総括表３、詳細表３、４(5)〕

総括表

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況

1　民間企業における雇用状況(法定雇用率2．5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤達成割合
民間企業	29,210,526.0 人	704,610.0 人	2.41 %	55,434 / 120,467	46.0 %
		[601,264 人]			
	(28,162,399.0 人)	(677,461.5 人)	(2.41 %)	(53,875 / 117,239)	(46.0 %)

※[ ]内は実人数。以下同じ。

2　国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2．8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	348,781.0 人	10,595.5 人	3.04 %	44 / 44	100.0 %
		[9,001 人]			
	(339,750.0 人)	(10,428.0 人)	(3.07 %)	(43 / 44)	(97.7 %)
行政機関	319,331.5 人	9,691.5 人	3.03 %	38 / 38	100.0 %
		[8,295 人]			
	(310,275.5 人)	(9,561.5 人)	(3.08 %)	(37 / 38)	(97.4 %)
立法機関	3,983.0 人	120.0 人	3.01 %	5 / 5	100.0 %
		[100 人]			
	(3,995.5 人)	(118.0 人)	(2.95 %)	(5 / 5)	(100.0 %)
司法機関	25,466.5 人	784.0 人	3.08 %	1 / 1	100.0 %
		[606 人]			
	(25,479.0 人)	(748.5 人)	(2.94 %)	(1 / 1)	(100.0 %)

※司法機関については、最高裁判所からの高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所分を一括した通報によるもの。

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2．8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	375,748.0 人	11,375.0 人	3.03 %	148 / 167	88.6 %
		[9,083 人]			
	(361,319.0 人)	(11,030.5 人)	(3.05 %)	(150 / 168)	(89.3 %)
都道府県知事部局	288,266.5 人	8,853.0 人	3.07 %	46 / 47	97.9 %
		[6,978 人]			
	(280,855.5 人)	(8,597.0 人)	(3.06 %)	(45 / 47)	(95.7 %)
その他の都道府県機関	87,481.5 人	2,522.0 人	2.88 %	102 / 120	85.0 %
		[2,105 人]			
	(80,463.5 人)	(2,433.5 人)	(3.02 %)	(105 / 121)	(86.8 %)

※都道府県知事部局のうち未達成であった機関のうちの1機関は、令和7年12月1日までに達成済み。
※その他の都道府県機関のうち未達成であった機関のうちの4機関は、令和7年12月1日までに達成済み。

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.８%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	1,456,454.5 人 (1,363,140.5 人)	39,142.0 人 [31,337 人] (37,433.5 人)	2.69 % (2.75 %)	1,716 / 2,470 (1,769 / 2,488)	69.5 % (71.1 %)

※市町村の機関のうち未達成であった機関のうちの190機関は、令和7年12月１日までに達成済み。

(4) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2. 7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	803,974.0 人 (728,083.5 人)	18,550.5 人 [14,847 人] (17,719.0 人)	2.31 % (2.43 %)	40 / 94 (50 / 93)	42.6 % (53.8 %)
都道府県教育委員会	706,254.0 人 (640,332.5 人)	16,304.5 人 [12,976 人] (15,547.5 人)	2.31 % (2.43 %)	14 / 47 (22 / 47)	29.8 % (46.8 %)
市町村教育委員会	97,720.0 人 (87,751.0 人)	2,246.0 人 [1,871 人] (2,171.5 人)	2.30 % (2.47 %)	26 / 47 (28 / 46)	55.3 % (60.9 %)

※都道府県教育委員会のうち未達成であった機関のうちの１機関は、令和7年12月１日までに達成済み。
※市町村教育委員会のうち未達成であった機関のうちの４機関は、令和7年12月１日までに達成済み。

３ 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.８%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	528,687.5 人 (471,294.0 人)	14,120.0 人 [11,368 人] (13,419.0 人)	2.67 % (2.85 %)	249 / 377 (285 / 373)	66.0 % (76.4 %)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	236,519.5 人 (219,303.5 人)	6,640.5 人 [5,402 人] (6,501.0 人)	2.81 % (2.96 %)	72 / 94 (80 / 94)	76.6 % (85.1 %)
国立大学法人等	173,554.0 人 (150,869.0 人)	4,616.5 人 [3,595 人] (4,266.5 人)	2.66 % (2.83 %)	49 / 85 (65 / 86)	57.6 % (75.6 %)
地方独立行政法人等	118,614.0 人 (101,121.5 人)	2,863.0 人 [2,371 人] (2,651.5 人)	2.41 % (2.62 %)	128 / 198 (140 / 193)	64.6 % (72.5 %)

※独立行政法人等（国立大学法人等を除く）のうち未達成であった機関のうちの12機関は、令和7年12月１日までに達成済み。
※国立大学法人等のうち未達成であった機関のうちの5機関は、令和7年12月１日までに達成済み。
※地方独立行政法人等のうち未達成であった機関のうちの32機関は、令和7年12月１日までに達成済み。

注 １　１及び３の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

２　２の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

３　各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、１人を0.５人に相当するものとして0.５カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、１人を１カウントしている。

４　法定雇用率2.７%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

５　（　）内は、令和６年６月１日現在の数値である。

６　「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。

７　特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

グラフ
民間企業における障害者の雇用状況

(1)実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

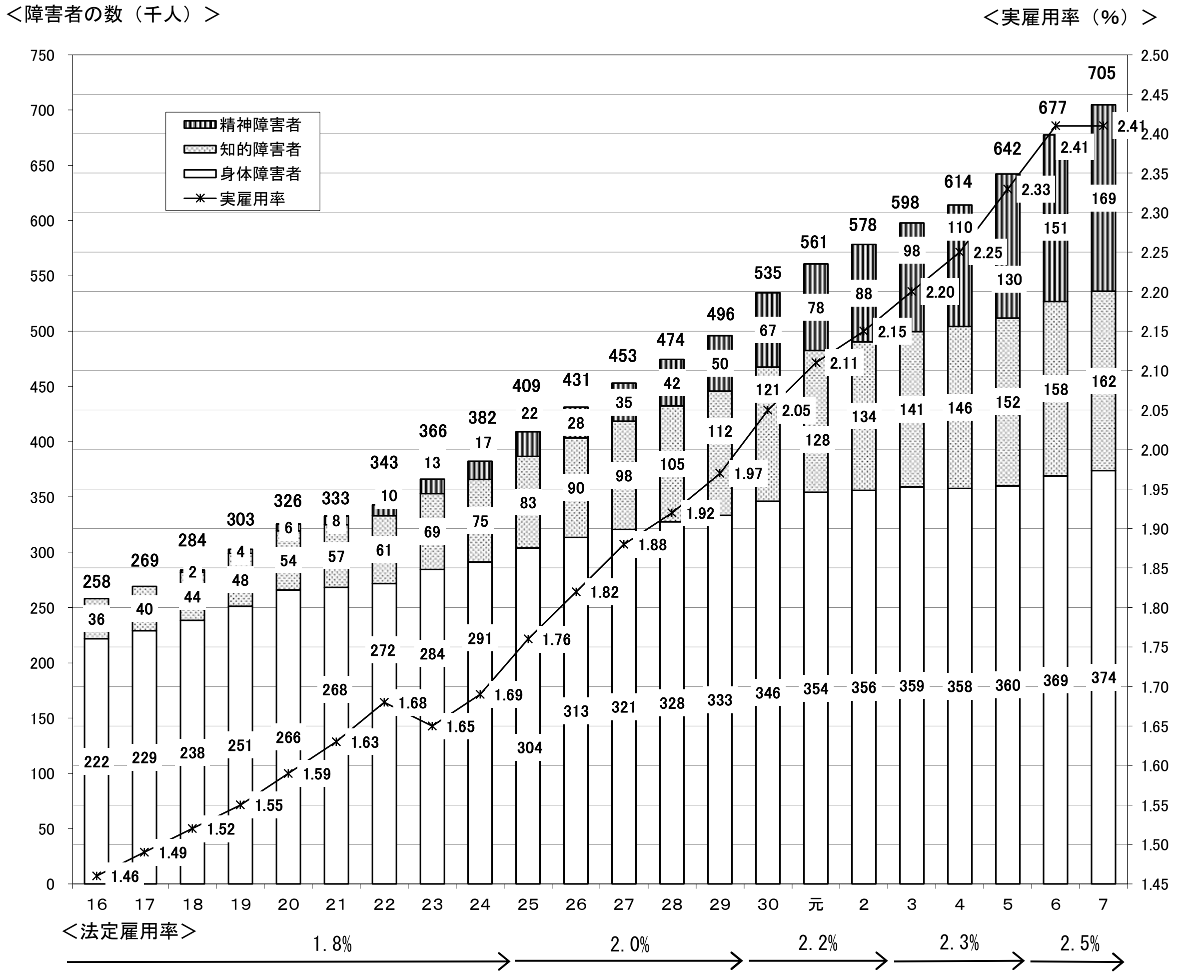

注１：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、
平成30年から令和２年までは45.5人以上規模、令和３年から令和５年までは43.5人以上規模、
令和６年以降は40人以上規模）についての集計である。

注２：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
平成18年～平成22年	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）
平成23年～令和５年	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、 重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※　平成30年から令和４年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、１人分とカウントしている。
①　報告年の３年前の年に属する６月２日以降に採用された者であること
②　報告年の３年前の年に属する６月２日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和５年以降、精神障害者である短時間労働者については、１人分としてカウントしている。

令和６年以降	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント） 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和２年までは2.2%、
令和３年から令和５年までは2.3%、令和６年以降は2.5%となっている。

(2) 企業規模別実雇用率

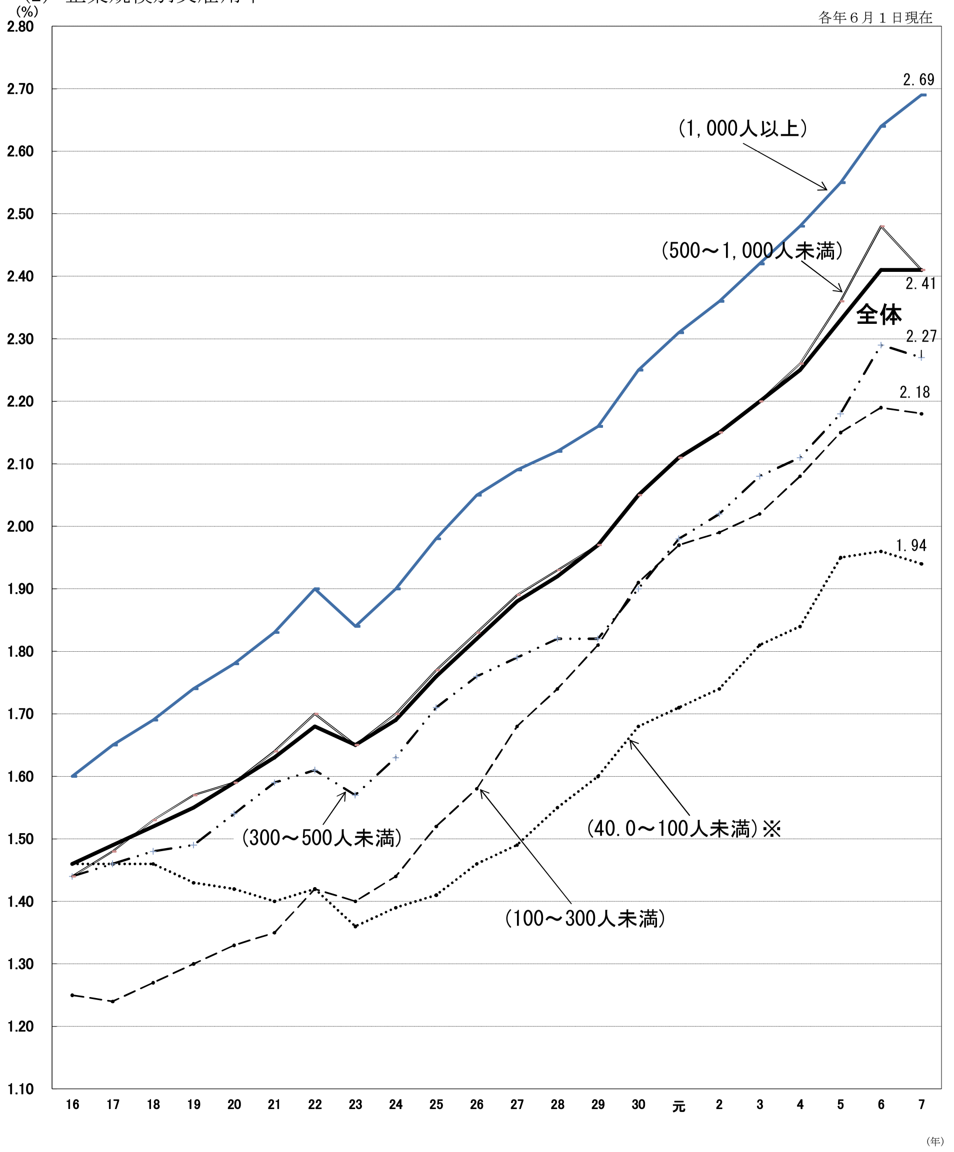

※24年までは56～100人未満
※25年から29年までは50～100人未満
※30年から2年までは45.5～100人未満
※3年から5年までは43.5～100人未満
※6年からは40～100人未満

(3) 企業規模別達成企業割合

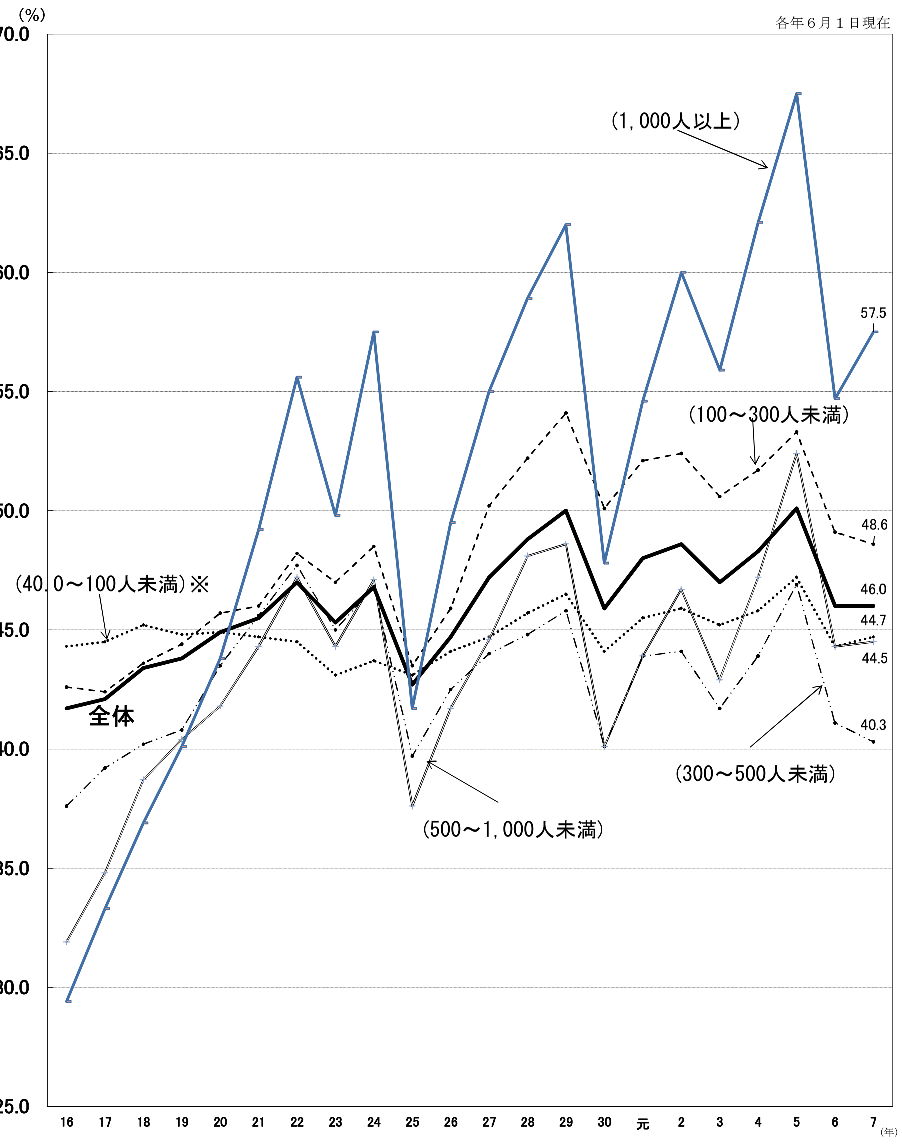

※24年までは56～100人未満
※25年から29年までは50～100人未満
※30年から2年までは45.5～100人未満
※3年から5年までは43.5～100人未満
※6年からは40～100人未満

(4)産業別実雇用率

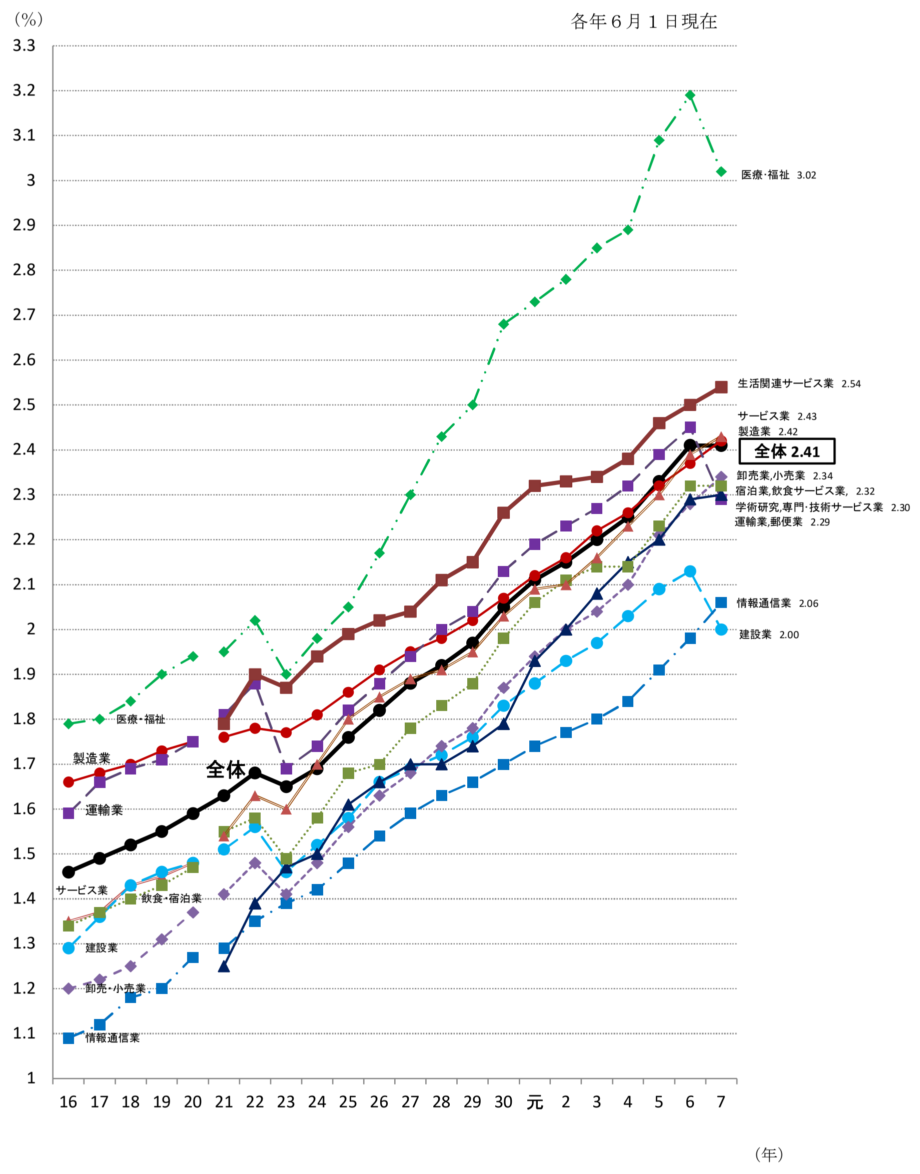

注１ グラフ作成上、企業数が3,000社に満たない農、林、漁業、鉱業,採石業,砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業、教育,学習支援業、複合サービス事業は除いている。

２ 平成21年より産業分類が変更になっている。

(5)産業別達成企業割合

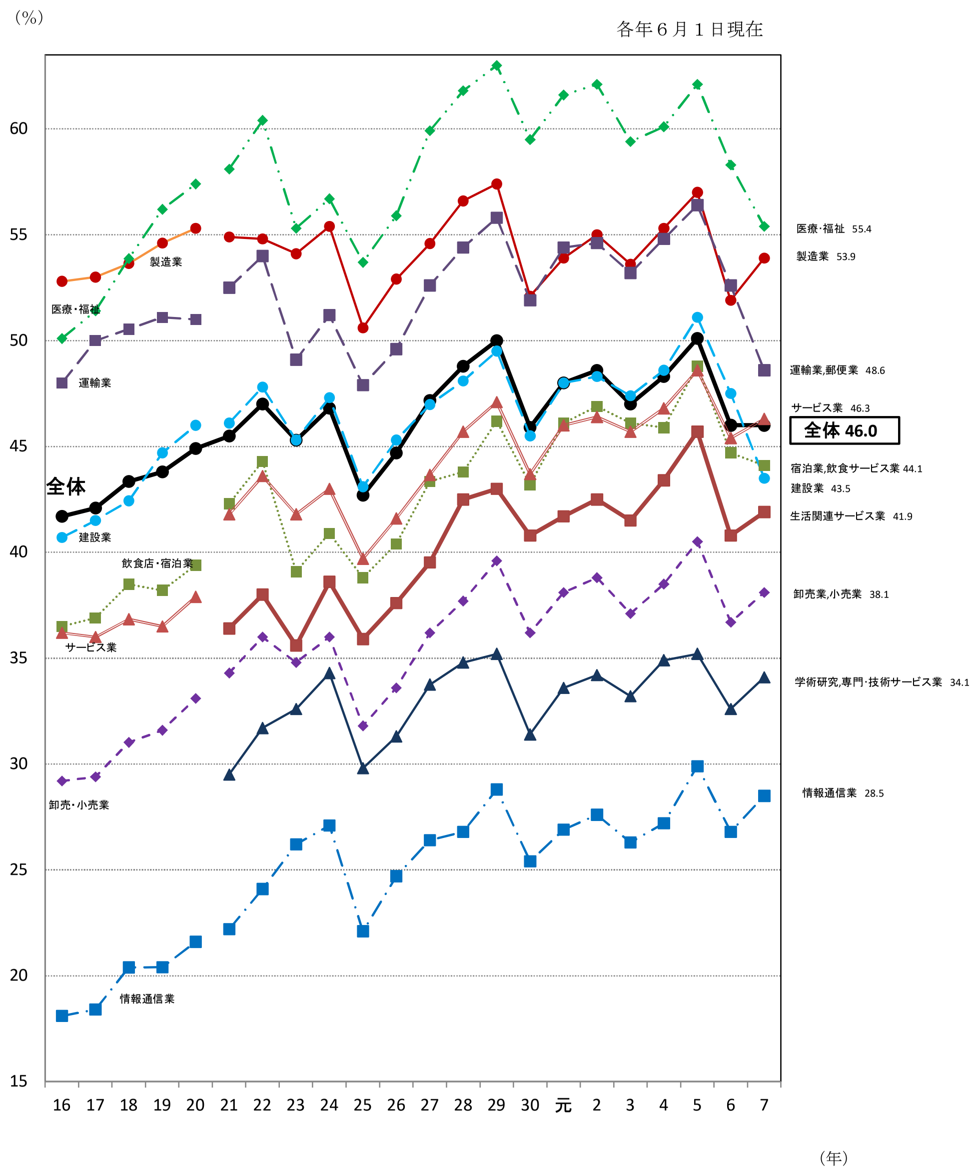

注 (4)の図と同じ。

◎　法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

○　民間企業　……
- 一般の民間企業　……………………　２．５％
  （40.0人以上規模の企業）
- 特殊法人等　…………………………　２．８％
  （労働者数36.0人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等）

○　国、地方公共団体　………………………………　２．８％
（36.0人以上規模の機関）

○　都道府県等の教育委員会　…………………………　２．７％
（37.5人以上規模の機関）

※（　）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって１人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

障害者雇用率　＝　（身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数　＋　失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数）／（常用労働者数　＋　失業者数）

※　特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者については、その１人の雇用をもって、２人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（１週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、１人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※　精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その１人をもって１人分としてカウントされる。

※　重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（１週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。（就労継続支援Ａ型の利用者は除く。）

◎　除外率とは

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年４月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年４月、平成22年７月、令和７年４月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

除外率設定業種	除外率	
	引下げ前	引下げ後
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬精製業を除く）　・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業　・航空運輸業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）	5%	除外率適用無し
・採石業、砂・砂利・玉石採取業　・水運業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・その他の鉱業	10%	除外率適用無し
・非鉄金属第一次製錬・精製業　・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%	5%
・建設業　・鉄鋼業　・道路貨物運送業　・郵便業（信書便事業を含む）	20%	10%
・港湾運送業　・警備業	25%	15%
・鉄道業　・医療業　・高等教育機関　・介護老人保健施設　・介護医療院	30%	20%
・林業（狩猟業を除く）	35%	25%
・金属鉱業　・児童福祉事業	40%	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%	35%
・石炭・亜炭鉱業	50%	40%
・道路旅客運送業　・小学校	55%	45%
・幼稚園　・幼保連携型認定こども園	60%	50%
・船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）

除外率20%の場合
- 常用労働者数5,069.5×除外率20%＝1,013.9 ≒1,013人（端数切り捨て）
- 常用労働者数5,069.5－1,013＝基礎労働者数4,056.5人
- 基礎労働者数4,056.5×法定雇用率2.5%＝雇用義務数101.4125≒101人(端数切り捨て)

↓

除外率10%の場合
- 常用労働者数5,069.5×除外率10%＝506.95≒506人（端数切り捨て）
- 常用労働者数5,069.5－506＝基礎労働者数4,563.5人
- 基礎労働者数4,563.5×法定雇用率2.5%＝雇用義務数114.0875≒114人(端数切り捨て)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。

平成16年４月１日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなった職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年４月、平成22年７月、令和７年４月に、それぞれ、10ポイントの引下げを実施。

◎　障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

障害者雇用状況報告（毎年6月１日の状況）
（障害者雇用促進法 第43条第7項）

↓

障害者雇入れ計画作成命令（2年計画）
翌年1月を始期とする 2年間の計画を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出
（同法第46条第1項）

↓

障害者雇入れ計画の適正実施勧告
計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告（計画1年目12月）
（同法第46条第6項）

↓

特　別　指　導
雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施（計画期間終了後に9か月間）

↓

企　業　名　の　公　表
（同法第47条）

不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

○　令和6年度の実績
- ＊「障害者雇入れ計画作成命令」の発出　446社
- ＊障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」　62社
- ＊「特別指導」の実施　37社

○　障害者雇入れ計画を実施中の企業　338社（令和6年度）

○　企業名の公表

平成18年度 2社、 平成19年度 1社（再公表）、 平成20年度 4社、
平成21年度 7社（うち1社は再公表）、平成22年度 6社（うち2社は再公表）
平成23年度 3社（うち1社は再公表）、平成24年度 0社、平成25年度 0社、
平成26年度 8社、平成27年度 0社、平成28年度 2社、平成29年度 0社、
平成30年度 0社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社
令和4年度 5社（うち3社は再公表）、令和5年度 1社（再公表）、
令和6年度 0社

詳細表

1　民間企業における雇用状況（法定雇用率2.5%）

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F.　計 A×2＋B＋C＋(D+E)×0.5 (注2)	G.うち新規雇用分(注4)	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
民間企業	120,467	29,210,526.0	131,865	56,620	355,741	38,811	18,227	704,610.0	75,079.5	2.41	55,434	46.0
	(117,239)	(28,162,399.0)	(130,135)	(54,411)	(336,004)	(39,558)	(13,995)	(677,461.5)	(71,875.5)	(2.41)	(53,875)	(46.0)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数 a.重度身体障害者 (注4)	b.　重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f.　計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
	人	人	人	人	人	人	人	人
民間企業	704,610.0	108,818	13,332	131,727	16,201	6,238	373,914.5	27,025.0
	(677,461.5)	(107,220)	(13,040)	(130,667)	(16,593)	(5,011)	(368,949.0)	(26,889.0)

区分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者 (注4)	b.　重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	e.　重度知的障害者である特定短時間労働者 (注4)	f.　計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
	人	人	人	人	人	人	人
民間企業	23,047	4,425	99,821	22,610	1,017	162,153.5	14,754.0
	(22,915)	(4,469)	(95,510)	(22,965)	(1,008)	(157,795.5)	(14,456.0)

区分	④精神障害者の数 c.精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e.　精神障害者である特定短時間労働者 (注4)	f.　計 c＋d＋e×0.5 (注3)	g.うち新規雇用分 (注5)
	人	人	人	人	人
民間企業	124,193	38,863	10,972	168,542.0	33,300.5
	(109,827)	(36,902)	(7,976)	(150,717.0)	(30,530.5)

〔1(1)①表の注〕

注1　②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2　法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

3　A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

4　G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5　（ ）内は令和6年6月1日現在の数値である。

〔1(1)②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。 ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 （ ）内は令和6年6月1日現在の数値である。

【参考】就労継続支援A型事業所における障害者雇用状況

	算定基礎労働者数	重度身体障害者	重度身体障害者短時間	重度以外身体障害者	重度以外身体障害者短時間	重度身体障害者特定短時間	身体障害者計	重度知的障害者	重度知的障害者短時間	重度以外知的障害者	重度以外知的障害者短時間	重度知的障害者特定短時間	知的障害者計	精神障害者	精神障害者短時間	精神障害者特定短時間	精神障害者計	障害者計
A型事業所	37,867.5	665	1,920	694	2,111	5	5,002.0	1,050	1,047	2,976	7,663	0	9,954.5	3,111	15,457	22	18,579.0	33,535.5

※ 就労継続支援A型事業所に該当するものとして報告された1,447事業所について集計を行ったもの。（算定基礎労働者数、身体障害者計、知的障害者計、精神障害者計、障害者計欄の算出にあたっては、上記1(1)①、②と同様のカウントにて算出している。）

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
規模計	120,467 (117,239)	29,210,526.0 (28,162,399.0)	131,865 (130,135)	56,620 (54,411)	355,741 (336,004)	38,811 (39,558)	18,227 (13,995)	704,610.0 (677,461.5)	75,079.5 (71,875.5)	2.41 (2.41)	55,434 (53,875)	46.0 (46.0)
40.0～100人未満	67,885 (64,840)	4,193,772.0 (3,994,359.5)	12,479 (12,046)	13,189 (13,354)	37,766 (35,548)	8,888 (9,248)	1,861 (1,324)	81,287.5 (78,280.0)	9,988.5 (10,090.5)	1.94 (1.96)	30,360 (28,747)	44.7 (44.3)
100～300人未満	37,052 (36,946)	5,842,804.5 (5,678,380.5)	22,060 (22,110)	12,944 (12,753)	64,213 (61,588)	8,931 (9,327)	3,762 (2,825)	127,623.5 (124,637.0)	15,095.5 (14,305.5)	2.18 (2.19)	17,992 (18,138)	48.6 (49.1)
300～500人未満	7,083 (7,077)	2,571,111.5 (2,501,456.5)	10,808 (10,828)	4,460 (4,227)	29,768 (28,988)	3,346 (3,393)	1,692 (1,222)	58,363.0 (57,178.5)	6,640.5 (6,512.5)	2.27 (2.29)	2,855 (2,909)	40.3 (41.1)
500～1000人未満	4,843 (4,808)	3,181,265.0 (3,089,940.5)	14,616 (14,684)	5,126 (7,035)	39,557 (37,325)	3,371 (4,100)	1,914 (1,475)	76,557.5 (76,515.5)	8,592.5 (8,940.0)	2.41 (2.48)	2,156 (2,129)	44.5 (44.3)
1,000人以上	3,604 (3,568)	13,421,573.0 (12,898,262.0)	71,902 (70,467)	20,901 (17,042)	184,437 (172,555)	14,275 (13,490)	8,998 (7,149)	360,778.5 (340,850.5)	34,762.5 (32,027.0)	2.69 (2.64)	2,071 (1,952)	57.5 (54.7)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	②身体障害者の数 a.重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
	人	人	人	人	人	人	人	人
規模計	704,610.0 (677,461.5)	108,818 (107,220)	13,332 (13,040)	131,727 (130,667)	16,201 (16,593)	6,238 (5,011)	373,914.5 (368,949.0)	27,025.0 (26,889.0)
40.0～100人未満	81,287.5 (78,280.0)	10,435 (9,944)	2,510 (2,497)	17,394 (16,632)	3,432 (3,450)	715 (509)	42,847.5 (40,996.5)	
100～300人未満	127,623.5 (124,637.0)	18,760 (18,710)	3,315 (3,311)	26,847 (26,763)	3,997 (4,147)	1,366 (1,096)	70,363.5 (70,115.5)	
300～500人未満	58,363.0 (57,178.5)	9,182 (9,161)	1,220 (1,212)	11,357 (11,476)	1,453 (1,506)	606 (441)	31,970.5 (31,983.5)	
500～1000人未満	76,557.5 (76,515.5)	12,390 (12,427)	1,341 (1,627)	14,335 (14,490)	1,572 (1,780)	644 (543)	41,564.0 (42,132.5)	
1,000人以上	360,778.5 (340,850.5)	58,051 (56,978)	4,946 (4,393)	61,794 (61,306)	5,747 (5,710)	2,907 (2,422)	187,169.0 (183,721.0)	

区分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
	人	人	人	人	人	人	人
規模計	23,047 (22,915)	4,425 (4,469)	99,821 (95,510)	22,610 (22,965)	1,017 (1,008)	162,153.5 (157,795.5)	14,754.0 (14,456.0)
40.0～100人未満	2,044 (2,102)	1,047 (1,116)	9,951 (9,610)	5,456 (5,798)	148 (136)	17,888.0 (17,897.0)	
100～300人未満	3,300 (3,400)	1,186 (1,206)	17,295 (16,748)	4,934 (5,180)	280 (283)	27,688.0 (27,485.5)	
300～500人未満	1,626 (1,667)	389 (406)	7,891 (7,804)	1,893 (1,887)	108 (88)	12,532.5 (12,531.5)	
500～1000人未満	2,226 (2,257)	417 (450)	10,311 (9,859)	1,799 (2,320)	96 (90)	16,127.5 (16,028.0)	
1,000人以上	13,851 (13,489)	1,386 (1,291)	54,373 (51,489)	8,528 (7,780)	385 (411)	87,917.5 (83,853.5)	

区分	④精神障害者の数 c.精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
	人	人	人	人	人
規模計	124,193 (109,827)	38,863 (36,902)	10,972 (7,976)	168,542.0 (150,717.0)	33,300.5 (30,530.5)
40.0～100人未満	10,421 (9,306)	9,632 (9,741)	998 (679)	20,552.0 (19,386.5)	
100～300人未満	20,071 (18,077)	8,443 (8,236)	2,116 (1,446)	29,572.0 (27,036.0)	
300～500人未満	10,520 (9,708)	2,851 (2,609)	978 (693)	13,860.0 (12,663.5)	
500～1000人未満	14,911 (12,976)	3,368 (4,958)	1,174 (842)	18,866.0 (18,355.0)	
1,000人以上	68,270 (59,760)	14,569 (11,358)	5,706 (4,316)	85,692.0 (73,276.0)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
産業計	120,467	29,210,526.0	131,865	56,620	355,741	38,811	18,227	704,610.0	75,079.5	2.41	55,434	46.0
	(117,239)	(28,162,399.0)	(130,135)	(54,411)	(336,004)	(39,558)	(13,995)	(677,461.5)	(71,875.5)	(2.41)	(53,875)	(46.0)
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
農、林、漁業	528	47,833.0	153	49	640	62	22	1,037.0	89.5	2.17	256	48.5
	(488)	(46,319.0)	(185)	(56)	(624)	(63)	(15)	(1,089.0)	(91.5)	(2.35)	(257)	(52.7)
鉱業,採石業,砂利採取業	91	12,315.0	66	5	129	5	0	268.5	19.0	2.18	45	49.5
	(75)	(10,645.5)	(55)	(5)	(125)	(3)	(1)	(242.0)	(18.0)	(2.27)	(40)	(53.3)
建設業	6,516	1,033,106.0	5,061	626	9,703	273	130	20,652.5	1,834.5	2.00	2,837	43.5
	(5,579)	(891,418.5)	(4,720)	(549)	(8,812)	(241)	(98)	(18,970.5)	(1,495.0)	(2.13)	(2,652)	(47.5)
製造業	27,118	7,100,555.5	37,799	4,176	90,237	2,922	941	171,942.5	13,143.0	2.42	14,612	53.9
	(27,328)	(7,120,821.5)	(38,087)	(3,989)	(86,794)	(2,948)	(716)	(168,789.0)	(12,526.5)	(2.37)	(14,183)	(51.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	279	209,614.5	1,321	63	2,599	21	11	5,320.0	266.0	2.54	124	44.4
	(284)	(209,207.5)	(1,281)	(67)	(2,521)	(16)	(9)	(5,162.5)	(318.5)	(2.47)	(118)	(41.5)
情報通信業	7,126	1,863,626.0	8,483	1,131	19,968	269	251	38,325.0	4,432.5	2.06	2,028	28.5
	(7,063)	(1,839,544.5)	(8,430)	(1,065)	(18,228)	(282)	(200)	(36,394.0)	(4,569.0)	(1.98)	(1,893)	(26.8)
運輸業,郵便業	9,012	1,836,817.5	8,156	1,949	22,618	1,616	743	42,058.5	3,742.0	2.29	4,382	48.6
	(8,164)	(1,616,259.0)	(7,812)	(1,847)	(20,989)	(1,615)	(625)	(39,580.0)	(3,314.0)	(2.45)	(4,294)	(52.6)
卸売業,小売業	17,770	4,413,986.0	16,621	9,157	54,430	7,315	5,256	103,114.5	10,591.5	2.34	6,777	38.1
	(17,718)	(4,408,787.5)	(16,463)	(9,252)	(52,367)	(7,883)	(4,208)	(100,590.5)	(10,116.0)	(2.28)	(6,500)	(36.7)
金融業,保険業	1,505	1,105,703.0	6,120	653	13,702	297	184	26,835.5	2,509.5	2.43	591	39.3
	(1,493)	(1,106,385.0)	(6,173)	(591)	(12,963)	(292)	(135)	(26,113.5)	(2,361.0)	(2.36)	(516)	(34.6)
不動産業,物品賃貸業	2,361	566,993.5	2,243	757	6,155	525	303	11,812.0	1,432.5	2.08	802	34.0
	(2,318)	(523,376.5)	(2,048)	(658)	(5,344)	(471)	(209)	(10,438.0)	(1,302.5)	(1.99)	(730)	(31.5)
学術研究,専門・技術サービス業	4,590	1,535,057.0	6,580	2,184	18,596	1,569	1,041	35,245.0	3,928.0	2.30	1,563	34.1
	(4,389)	(1,438,895.0)	(6,392)	(2,026)	(16,943)	(1,585)	(762)	(32,926.5)	(3,599.5)	(2.29)	(1,432)	(32.6)
宿泊業,飲食サービス業	3,645	858,381.5	2,829	2,627	9,574	2,684	1,478	19,940.0	2,593.5	2.32	1,608	44.1
	(3,545)	(825,715.0)	(2,820)	(2,428)	(9,200)	(2,689)	(1,064)	(19,144.5)	(2,568.5)	(2.32)	(1,585)	(44.7)
生活関連サービス業,娯楽業	3,244	514,134.0	2,162	1,399	6,527	1,072	579	13,075.5	1,465.0	2.54	1,360	41.9
	(3,224)	(503,833.0)	(2,162)	(1,287)	(6,238)	(1,076)	(402)	(12,588.0)	(1,239.5)	(2.50)	(1,315)	(40.8)
教育,学習支援業	2,656	571,126.0	2,269	855	4,856	385	214	10,548.5	1,392.0	1.85	846	31.9
	(2,556)	(535,617.5)	(2,231)	(780)	(4,593)	(380)	(149)	(10,099.5)	(1,241.0)	(1.89)	(849)	(33.2)
医療,福祉	20,839	3,549,963.0	14,486	23,536	45,260	14,659	4,059	107,127.0	16,010.5	3.02	11,537	55.4
	(19,950)	(3,236,935.5)	(14,244)	(23,110)	(42,666)	(15,024)	(3,127)	(103,339.5)	(15,734.5)	(3.19)	(11,624)	(58.3)
複合サービス事業	872	284,743.5	1,347	933	3,291	467	183	7,243.0	809.5	2.54	368	42.2
	(890)	(287,957.5)	(1,367)	(693)	(3,303)	(397)	(120)	(6,988.5)	(579.0)	(2.43)	(362)	(40.7)
サービス業	12,315	3,706,571.0	16,169	6,520	47,456	4,670	2,832	90,065.0	10,821.0	2.43	5,698	46.3
	(12,175)	(3,560,681.0)	(15,665)	(6,008)	(44,294)	(4,593)	(2,155)	(85,006.0)	(10,801.5)	(2.39)	(5,525)	(45.4)

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数 a.重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分 (注5)
	人	人	人	人	人	人	人	人
産業計	704,610.0 (677,461.5)	108,818 (107,220)	13,332 (13,040)	131,727 (130,667)	16,201 (16,593)	6,238 (5,011)	373,914.5 (368,949.0)	27,025.0 (26,889.0)
	人	人	人	人	人	人	人	
農、林、漁業	1,037.0 (1,089.0)	94 (114)	8 (16)	241 (251)	27 (30)	8 (8)	454.5 (514.0)	
鉱業,採石業,砂利採取業	268.5 (242.0)	64 (53)	2 (2)	99 (95)	5 (3)	0 (0)	231.5 (204.5)	
建設業	20,652.5 (18,970.5)	4,808 (4,491)	235 (212)	5,384 (5,191)	209 (179)	56 (49)	15,367.5 (14,499.0)	
製造業	171,942.5 (168,789.0)	30,717 (31,051)	1,287 (1,271)	34,548 (35,052)	1,328 (1,412)	332 (268)	98,099.0 (99,265.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	5,320.0 (5,162.5)	1,186 (1,164)	21 (30)	1,498 (1,520)	19 (14)	5 (4)	3,903.0 (3,887.0)	
情報通信業	38,325.0 (36,394.0)	7,876 (7,704)	323 (305)	7,118 (7,010)	214 (221)	53 (63)	23,326.5 (22,865.0)	
運輸業,郵便業	42,058.5 (39,580.0)	7,122 (6,812)	665 (623)	10,874 (10,440)	884 (879)	263 (234)	26,356.5 (25,243.5)	
卸売業,小売業	103,114.5 (100,590.5)	12,982 (12,880)	2,088 (2,171)	16,222 (16,159)	2,778 (3,012)	1,557 (1,194)	46,441.5 (46,193.0)	
金融業,保険業	26,835.5 (26,113.5)	5,710 (5,773)	262 (274)	6,551 (6,747)	255 (249)	113 (94)	18,417.0 (18,738.5)	
不動産業,物品賃貸業	11,812.0 (10,438.0)	1,966 (1,814)	246 (215)	2,446 (2,307)	338 (289)	126 (110)	6,856.0 (6,349.5)	
学術研究,専門・技術サービス業	35,245.0 (32,926.5)	5,342 (5,156)	574 (512)	6,000 (5,809)	619 (625)	296 (258)	17,715.5 (17,074.5)	
宿泊業,飲食サービス業	19,940.0 (19,144.5)	1,833 (1,809)	622 (580)	2,433 (2,402)	829 (879)	468 (340)	7,369.5 (7,209.5)	
生活関連サービス業,娯楽業	13,075.5 (12,588.0)	1,326 (1,313)	365 (350)	1,870 (1,791)	473 (478)	179 (134)	5,213.0 (5,073.0)	
教育・学習支援業	10,548.5 (10,099.5)	2,012 (1,980)	222 (234)	2,018 (2,030)	267 (259)	84 (57)	6,439.5 (6,382.0)	
医療,福祉	107,127.0 (103,339.5)	11,842 (11,484)	4,070 (4,031)	16,520 (16,274)	4,792 (4,846)	1,435 (1,167)	47,387.5 (46,279.5)	
複合サービス事業	7,243.0 (6,988.5)	1,087 (1,105)	188 (156)	1,502 (1,541)	185 (171)	69 (44)	3,991.0 (4,014.5)	
サービス業	90,065.0 (85,006.0)	12,851 (12,517)	2,154 (2,058)	16,403 (16,048)	2,979 (3,047)	1,194 (987)	46,345.5 (45,157.0)	

区分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
	人	人	人	人	人	人	人
産業計	23,047 (22,915)	4,425 (4,469)	99,821 (95,510)	22,610 (22,965)	1,017 (1,008)	162,153.5 (157,795.5)	14,754.0 (14,456.0)
	人	人	人	人	人	人	
農、林、漁業	59 (71)	11 (9)	241 (239)	35 (33)	5 (2)	390.0 (407.5)	
鉱業,採石業,砂利採取業	2 (2)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (1)	5.0 (6.5)	
建設業	253 (229)	22 (26)	958 (819)	64 (62)	3 (3)	1,519.5 (1,335.5)	
製造業	7,082 (7,036)	449 (471)	29,323 (28,227)	1,594 (1,536)	100 (83)	44,783.0 (43,579.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	135 (117)	3 (3)	392 (367)	2 (2)	1 (0)	666.5 (605.0)	
情報通信業	607 (726)	20 (9)	1,511 (1,387)	55 (61)	2 (0)	2,773.5 (2,878.5)	
運輸業,郵便業	1,034 (1,000)	179 (164)	5,927 (5,515)	732 (736)	40 (41)	8,560.0 (8,067.5)	
卸売業,小売業	3,639 (3,583)	672 (717)	20,867 (20,334)	4,537 (4,871)	246 (287)	31,208.5 (30,796.0)	
金融業,保険業	410 (400)	15 (14)	1,527 (1,384)	42 (43)	1 (1)	2,383.5 (2,220.0)	
不動産業,物品賃貸業	277 (234)	40 (31)	1,275 (996)	187 (182)	6 (6)	1,965.5 (1,589.0)	
学術研究,専門・技術サービス業	1,238 (1,236)	125 (121)	4,734 (4,451)	950 (960)	37 (25)	7,828.5 (7,536.5)	
宿泊業,飲食サービス業	996 (1,011)	468 (419)	4,546 (4,430)	1,855 (1,810)	124 (127)	7,995.5 (7,839.5)	
生活関連サービス業,娯楽業	836 (849)	153 (155)	2,884 (2,904)	599 (598)	42 (36)	5,029.5 (5,074.0)	
教育・学習支援業	257 (251)	32 (31)	759 (702)	118 (121)	5 (7)	1,366.5 (1,299.0)	
医療,福祉	2,644 (2,760)	1,793 (1,871)	13,398 (12,837)	9,867 (10,178)	276 (260)	25,550.5 (25,447.0)	
複合サービス事業	260 (262)	59 (72)	841 (849)	282 (226)	20 (23)	1,571.0 (1,569.5)	
サービス業	3,318 (3,148)	384 (356)	10,637 (10,067)	1,691 (1,546)	109 (106)	18,557.0 (17,545.0)	

区分	④精神障害者の数 c.精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)
	人	人	人	人	人
産業計	124,193 (109,827)	38,863 (36,902)	10,972 (7,976)	168,542.0 (150,717.0)	33,300.5 (30,530.5)
	人	人	人	人	
農、林、漁業	158 (134)	30 (31)	9 (5)	192.5 (167.5)	
鉱業,採石業,砂利採取業	29 (28)	3 (3)	0 (0)	32.0 (31.0)	
建設業	3,361 (2,802)	369 (311)	71 (46)	3,765.5 (3,136.0)	
製造業	26,366 (23,515)	2,440 (2,247)	509 (365)	29,060.5 (25,944.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	709 (634)	39 (34)	5 (5)	750.5 (670.5)	
情報通信業	11,339 (9,831)	788 (751)	196 (137)	12,225.0 (10,650.5)	
運輸業,郵便業	5,817 (5,034)	1,105 (1,060)	440 (350)	7,142.0 (6,269.0)	
卸売業,小売業	17,341 (15,874)	6,397 (6,364)	3,453 (2,727)	25,464.5 (23,601.5)	
金融業,保険業	5,624 (4,832)	376 (303)	70 (40)	6,035.0 (5,155.0)	
不動産業,物品賃貸業	2,434 (2,041)	471 (412)	171 (93)	2,990.5 (2,499.5)	
学術研究,専門・技術サービス業	7,862 (6,683)	1,485 (1,393)	708 (479)	9,701.0 (8,315.5)	
宿泊業,飲食サービス業	2,595 (2,368)	1,537 (1,429)	886 (597)	4,575.0 (4,095.5)	
生活関連サービス業,娯楽業	1,773 (1,543)	881 (782)	358 (232)	2,833.0 (2,441.0)	
教育・学習支援業	2,079 (1,861)	601 (515)	125 (85)	2,742.5 (2,418.5)	
医療,福祉	15,342 (13,555)	17,673 (17,208)	2,348 (1,700)	34,189.0 (31,613.0)	
複合サービス事業	948 (913)	686 (465)	94 (53)	1,681.0 (1,404.5)	
サービス業	20,416 (18,179)	3,982 (3,594)	1,529 (1,062)	25,162.5 (22,304.0)	

注 1 (1)②の表と同じ

③　製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数（注1）	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者（注3）	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者（注3）	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（注3）	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（注3）	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者（注3）	F. 計 A×2＋B＋C＋(D+E)×0.5（注2）	G.うち新規雇用分（注4）	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
製造業計	27,118	7,100,555.5	37,799	4,176	90,237	2,922	941	171,942.5	13,143.0	2.42	14,612	53.9
	(27,328)	(7,120,821.5)	(38,087)	(3,989)	(86,794)	(2,948)	(716)	(168,789.0)	(12,526.5)	(2.37)	(14,183)	(51.9)
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
食料品・たばこ	4,320	903,883.5	3,792	1,116	14,141	1,212	421	23,657.5	1,883.5	2.62	2,666	61.7
	(4,344)	(914,210.5)	(3,869)	(1,072)	(14,096)	(1,224)	(296)	(23,666.0)	(1,954.5)	(2.59)	(2,641)	(60.8)
繊維工業	1,004	134,916.5	635	146	1,962	127	29	3,456.0	328.5	2.56	612	61.0
	(1,021)	(136,982.0)	(656)	(143)	(1,879)	(126)	(26)	(3,410.0)	(307.0)	(2.49)	(607)	(59.5)
木材・家具	602	80,454.0	357	48	1,128	25	14	1,909.5	106.0	2.37	349	58.0
	(604)	(82,040.5)	(364)	(41)	(1,160)	(24)	(9)	(1,945.5)	(152.5)	(2.37)	(347)	(57.5)
ﾊﾟﾙﾌﾟ・紙・印刷	2,019	342,477.0	1,618	232	4,290	120	48	7,842.0	604.0	2.29	1,055	52.3
	(2,049)	(348,322.5)	(1,658)	(228)	(4,128)	(128)	(46)	(7,759.0)	(538.5)	(2.23)	(1,022)	(49.9)
化学工業	2,885	865,760.0	4,801	489	10,649	244	73	20,898.5	1,566.0	2.41	1,429	49.5
	(2,897)	(873,355.5)	(4,863)	(430)	(10,287)	(239)	(59)	(20,592.0)	(1,707.5)	(2.36)	(1,361)	(47.0)
窯業・土石	788	157,899.5	786	67	1,878	46	19	3,549.5	288.5	2.25	410	52.0
	(807)	(159,011.0)	(795)	(86)	(1,764)	(52)	(12)	(3,472.0)	(217.5)	(2.18)	(407)	(50.4)
鉄鋼	601	180,375.5	920	71	2,211	43	15	4,151.0	407.0	2.30	286	47.6
	(573)	(172,014.0)	(949)	(66)	(2,142)	(46)	(6)	(4,132.0)	(221.0)	(2.40)	(310)	(54.1)
非鉄金属	488	148,518.0	799	72	1,846	32	16	3,540.0	278.0	2.38	258	52.9
	(504)	(142,328.5)	(775)	(57)	(1,737)	(30)	(8)	(3,363.0)	(267.5)	(2.36)	(266)	(52.8)
金属製品	3,082	396,512.5	1,743	236	4,967	142	53	8,786.5	723.0	2.22	1,671	54.2
	(3,084)	(394,105.0)	(1,717)	(235)	(4,741)	(137)	(38)	(8,497.5)	(600.5)	(2.16)	(1,574)	(51.0)
電気機械	2,723	1,105,924.0	6,899	457	12,944	290	64	27,376.0	1,990.0	2.48	1,467	53.9
	(2,738)	(1,131,548.0)	(7,140)	(438)	(12,584)	(250)	(59)	(27,456.5)	(1,946.5)	(2.43)	(1,400)	(51.1)
その他機械	6,038	2,080,258.0	11,844	783	25,272	380	119	49,992.5	3,567.0	2.40	3,098	51.3
	(6,069)	(2,054,776.5)	(11,677)	(741)	(23,628)	(397)	(97)	(47,970.0)	(3,342.0)	(2.33)	(2,980)	(49.1)
その他	2,568	703,577.0	3,605	459	8,949	261	70	16,783.5	1,401.5	2.39	1,311	51.1
	(2,638)	(712,127.5)	(3,624)	(452)	(8,648)	(295)	(60)	(16,525.5)	(1,271.5)	(2.32)	(1,268)	(48.1)

注　1 (1)①の表と同じ

④　製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	a.重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	c.精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)
製造業計	171,942.5	30,717	1,287	34,548	1,328	332	98,099.0	7,082	449	29,323	1,594	100	44,783.0	26,366	2,440	509	29,060.5
	(168,789.0)	(31,051)	(1,271)	(35,052)	(1,412)	(268)	(99,265.0)	(7,036)	(471)	(28,227)	(1,536)	(83)	(43,579.5)	(23,515)	(2,247)	(365)	(25,944.5)
食料品・たばこ	23,657.5	2,581	281	3,873	432	141	9,602.5	1,211	182	7,177	780	43	10,192.5	3,091	653	237	3,862.5
	(23,666.0)	(2,591)	(282)	(3,991)	(467)	(109)	(9,743.0)	(1,278)	(199)	(7,211)	(757)	(35)	(10,362.0)	(2,894)	(591)	(152)	(3,561.0)
繊維工業	3,456.0	511	41	773	66	11	1,874.5	124	23	654	61	2	956.5	535	82	16	625.0
	(3,410.0)	(525)	(46)	(785)	(76)	(7)	(1,922.5)	(131)	(18)	(652)	(50)	(3)	(958.5)	(442)	(79)	(16)	(529.0)
木材・家具	1,909.5	314	13	487	17	10	1,141.5	43	2	386	8	1	478.5	255	33	3	289.5
	(1,945.5)	(319)	(16)	(518)	(17)	(7)	(1,184.0)	(45)	(2)	(360)	(7)	(0)	(455.5)	(282)	(23)	(2)	(306.0)
パルプ・紙・印刷	7,842.0	1,368	54	1,736	54	20	4,563.0	250	17	1,217	66	2	1,768.0	1,337	161	26	1,511.0
	(7,759.0)	(1,407)	(56)	(1,817)	(65)	(15)	(4,727.0)	(251)	(25)	(1,154)	(63)	(6)	(1,715.5)	(1,157)	(147)	(25)	(1,316.5)
化学工業	20,898.5	3,656	156	4,169	141	19	11,717.0	1,145	48	3,018	103	9	5,412.0	3,462	285	45	3,769.5
	(20,592.0)	(3,699)	(144)	(4,267)	(132)	(24)	(11,887.0)	(1,164)	(44)	(2,882)	(107)	(6)	(5,310.5)	(3,138)	(242)	(29)	(3,394.5)
窯業・土石	3,549.5	667	25	829	15	10	2,200.5	119	7	570	31	1	831.0	479	35	8	518.0
	(3,472.0)	(675)	(26)	(830)	(16)	(9)	(2,218.5)	(120)	(10)	(533)	(36)	(0)	(801.0)	(401)	(50)	(3)	(452.5)
鉄鋼	4,151.0	770	35	1,082	33	10	2,678.5	150	3	463	10	2	772.0	666	33	3	700.5
	(4,132.0)	(801)	(28)	(1,119)	(33)	(5)	(2,768.0)	(148)	(2)	(452)	(13)	(0)	(756.5)	(571)	(36)	(1)	(607.5)
非鉄金属	3,540.0	606	32	720	18	8	1,977.0	193	3	582	14	2	979.0	544	37	6	584.0
	(3,363.0)	(588)	(19)	(716)	(20)	(4)	(1,923.0)	(187)	(4)	(522)	(10)	(1)	(905.5)	(499)	(34)	(3)	(534.5)
金属製品	8,786.5	1,428	80	1,954	63	20	4,931.5	315	20	1,576	79	10	2,270.5	1,437	136	23	1,584.5
	(8,497.5)	(1,388)	(76)	(1,942)	(74)	(15)	(4,838.5)	(329)	(28)	(1,491)	(63)	(4)	(2,210.5)	(1,308)	(131)	(19)	(1,448.5)
電気機械	27,376.0	5,863	179	5,426	167	21	17,425.0	1,036	31	3,531	123	8	5,699.5	3,987	247	35	4,251.5
	(27,456.5)	(6,154)	(173)	(5,683)	(154)	(23)	(18,252.5)	(986)	(33)	(3,344)	(96)	(6)	(5,400.0)	(3,557)	(232)	(30)	(3,804.0)
その他機械	49,992.5	10,020	259	10,061	211	42	30,486.5	1,824	69	7,542	169	10	11,348.5	7,669	455	67	8,157.5
	(47,970.0)	(9,910)	(277)	(9,874)	(230)	(31)	(30,101.5)	(1,767)	(62)	(7,120)	(167)	(14)	(10,806.5)	(6,634)	(402)	(52)	(7,062.0)
その他	16,783.5	2,933	132	3,438	111	20	9,501.5	672	44	2,607	150	10	4,075.0	2,904	283	40	3,207.0
	(16,525.5)	(2,994)	(128)	(3,510)	(128)	(19)	(9,699.5)	(630)	(44)	(2,506)	(167)	(8)	(3,897.5)	(2,632)	(280)	(33)	(2,928.5)

注　1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

（各年６月１日現在）

年	障害者の数（人）	対前年増減	実雇用率（%）	対前年増減	法定雇用率達成企業の割合（%）	対前年増減
昭和 52 年	128,429		1.09		52.8	
53	126,493	△ 1,936	1.11	0.02	52.1	△ 0.7
54	128,493	2,000	1.12	0.01	52.0	△ 0.1
55	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	△ 0.4
56	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
57	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
58	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	△ 0.3
59	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
60	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	△ 0.1
61	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
62	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
63	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	△ 1.5
	(177,708)	(5,828)	(1.25)	(0.00)		
平成 元 年	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
2	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
3	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	△ 0.4
4	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
5	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	△ 0.5
	(237,621)	(7,994)	(1.39)	(0.03)		
6	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	△ 1.0
7	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
8	247,982	905	1.47	0.02	50.5	△ 0.1
9	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	△ 0.3
10	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	△ 0.1
11	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	△ 5.4
	(249,920)	(△ 1,523)	(1.48)	(0.00)		
12	252,836	△ 1,726	1.49	0.00	44.3	△ 0.4
13	252,870	34	1.49	0.00	43.7	△ 0.6
14	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5	△ 1.2
15	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
16	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7	△ 0.8
17	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4
18	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4	1.3
	(281,833)	(12,767)	(1.51)	(0.02)		
19	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8	0.4
20	325,603	22,887	1.59	0.04	44.9	1.1
21	332,811.5	7,208.5	1.63	0.04	45.5	0.6
22	342,973.5	10,162.0	1.68	0.05	47.0	1.5
23	366,199.0	23,225.5	1.65	△ 0.03	45.3	△ 1.7
	(359,492.0)	(16,518.5)	(1.75)	(0.07)		
24	382,363.5	16,164.5	1.69	0.04	46.8	1.5
25	408,947.5	26,584.0	1.76	0.07	42.7	△ 4.1
	(404,459.0)	(22,095.5)	(1.76)	(0.07)		
26	431,225.5	22,278.0	1.82	0.06	44.7	2.0
27	453,133.5	21,908.0	1.88	0.06	47.2	2.5
28	474,374.0	21,240.5	1.92	0.04	48.8	1.6
29	495,795.0	21,421.0	1.97	0.05	50.0	1.2
30	534,769.5	38,974.5	2.05	0.08	45.9	△ 4.1
	(523,062.5)	(27,267.5)	(2.03)	(0.06)		
令和 元	560,608.5	25,839.0	2.11	0.06	48.0	2.1
2	578,292.0	17,683.5	2.15	0.04	48.6	0.6
3	597,786.0	19,494.0	2.20	0.05	47.0	△ 1.6
	(595,706.0)	(17,414.0)	(2.20)	(0.05)		
4	613,958.0	16,172.0	2.25	0.05	48.3	1.3
5	642,178.0	28,220.0	2.33	0.08	50.1	1.8
6	677,461.5	35,283.5	2.41	0.08	46.0	△ 4.1
	(664,116.0)	(21,938.0)	(2.38)	(0.05)		
7	704,610.0	27,148.5	2.41	0.00	46.0	0.0
	(702,327.5)	(24,866.0)	(2.46)	(0.05)		

注１

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成４年

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
- 知的障害者

平成５年～平成17年

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
- 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
- 精神障害者、
- 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
- 精神障害者、
- 重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）（※）

※　平成30年から令和４年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、１人分とカウントしていた。

①報告年の３年前の年に属する６月２日以降に採用された者であること

②報告年の３年前の年に属する６月２日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和５年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。

令和６年以降

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 精神障害者、
- 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、
- 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
- 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

注２

（　）内は、それぞれ改正前（前年度）の制度に基づいて計算した場合の数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	**65,033** (100.0%)	**41,631** (64.0%)	**13,242** (20.4%)	**4,904** (7.5%)	**2,706** (4.2%)	**2,218** (3.4%)	**269** (0.4%)	**50** (0.1%)	**13** (0.0%)	**37,262** (57.3%)
40.0-100人未満	**37,525** (100.0%)	**33,116** (88.3%)	**4,409** (11.7%)	**—** —	**—** —	**—** —	**—** —	**—** —	**—** —	**33,710** (89.8%)
100-300人未満	**19,060** (100.0%)	**6,998** (36.7%)	**7,245** (38.0%)	**3,247** (17.0%)	**1,201** (6.3%)	**369** (1.9%)	**—** —	**—** —	**—** —	**3,518** (18.5%)
300-500人未満	**4,228** (100.0%)	**830** (19.6%)	**899** (21.3%)	**953** (22.5%)	**829** (19.6%)	**705** (16.7%)	**12** (0.3%)	**—** —	**—** —	**29** (0.7%)
500-1000人未満	**2,687** (100.0%)	**478** (17.8%)	**503** (18.7%)	**511** (19.0%)	**477** (17.8%)	**661** (24.6%)	**56** (2.1%)	**1** (0.0%)	**—** —	**5** (0.2%)
1,000人以上	**1,533** (100.0%)	**209** (13.6%)	**186** (12.1%)	**193** (12.6%)	**199** (13.0%)	**483** (31.5%)	**201** (13.1%)	**49** (3.2%)	**13** (0.8%)	**0** (0.0%)

注１　上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。
２　②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注　都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数
全国	2.41	0.00	46.0	0.0	55,434 ／ 120,467
北海道	2.57	△0.07	49.2	△0.3	2,146 ／ 4,365
青森	2.48	△0.01	51.5	△0.1	584 ／ 1,134
岩手	2.43	△0.07	55.3	△0.1	621 ／ 1,123
宮城	2.38	△0.01	50.3	0.9	906 ／ 1,801
秋田	2.50	0.01	58.7	△0.1	531 ／ 905
山形	2.39	0.02	53.8	1.1	568 ／ 1,055
福島	2.43	0.02	55.3	0.5	930 ／ 1,682
茨城	2.32	△0.01	46.0	0.4	876 ／ 1,905
栃木	2.50	0.02	54.7	0.7	854 ／ 1,560
群馬	2.35	0.00	54.3	1.1	1,042 ／ 1,919
埼玉	2.46	△0.01	45.6	0.1	1,923 ／ 4,215
千葉	2.43	0.03	46.6	△0.7	1,529 ／ 3,278
東京	2.30	0.01	31.1	0.6	7,922 ／ 25,507
神奈川	2.42	0.02	43.5	△0.2	2,490 ／ 5,727
新潟	2.45	0.00	56.0	0.8	1,234 ／ 2,204
富山	2.35	△0.01	47.9	△1.5	571 ／ 1,192
石川	2.57	△0.04	50.1	△2.5	644 ／ 1,285
福井	2.72	0.11	58.4	1.7	505 ／ 865
山梨	2.28	△0.09	54.5	△2.9	403 ／ 740
長野	2.47	0.00	55.3	0.6	1,091 ／ 1,974
岐阜	2.52	△0.01	54.3	1.3	1,012 ／ 1,865
静岡	2.44	0.01	52.1	0.7	1,819 ／ 3,490
愛知	2.40	0.04	46.9	0.4	3,577 ／ 7,620
三重	2.52	0.00	57.7	0.1	848 ／ 1,470
滋賀	2.67	0.01	54.3	0.2	583 ／ 1,074
京都	2.47	0.04	49.0	0.3	1,094 ／ 2,232
大阪	2.45	0.01	41.4	△0.3	4,001 ／ 9,673
兵庫	2.45	△0.02	47.4	△0.5	1,914 ／ 4,041
奈良	2.94	△0.06	58.4	△2.1	467 ／ 800
和歌山	2.77	△0.01	57.8	△1.2	421 ／ 729
鳥取	2.62	0.06	57.6	△3.5	314 ／ 545
島根	2.89	0.00	66.7	0.4	462 ／ 693
岡山	2.45	△ 0.13	49.1	△1.7	864 ／ 1,758
広島	2.54	0.00	48.9	△0.2	1,329 ／ 2,718
山口	2.71	△0.06	53.0	△1.4	565 ／ 1,066
徳島	2.40	△0.02	56.8	△0.8	337 ／ 593
香川	2.38	0.07	57.7	2.5	563 ／ 976
愛媛	2.58	0.01	49.9	△0.3	612 ／ 1,226
高知	2.60	0.07	55.9	0.2	342 ／ 612
福岡	2.42	△0.01	47.3	△0.2	2,201 ／ 4,658
佐賀	2.87	0.00	62.4	△0.2	458 ／ 734
長崎	2.84	△0.04	58.2	0.8	679 ／ 1,167
熊本	2.55	△0.04	53.9	0.8	824 ／ 1,528
大分	2.65	△0.12	59.1	△1.7	595 ／ 1,007
宮崎	2.81	△0.06	62.0	△1.5	597 ／ 963
鹿児島	2.65	△0.01	56.0	△1.2	845 ／ 1,508
沖縄	3.27	△0.12	57.7	△2.3	741 ／ 1,285

(7) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数（注1）	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者（注3）	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者（注3）	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（注3）	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（注3）	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者（注3）	F. 計 A×2＋B＋C＋(D+E)×0.5（注2）
	社	人	人	人	人	人	人	人
特例子会社	631 （ 614 ）	57,564.0 （ 51,958.0 ）	12,032 （ 11,673 ）	888 （ 825 ）	28,535 （ 25,940 ）	278 （ 257 ）	169 （ 102 ）	53,710.5 （ 50,290.5 ）

注 1(1)①の表と同じ
※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数（注1）	②身体障害者の数 a.重度身体障害者（注4）	b. 重度身体障害者である短時間労働者（注4）	c. 重度以外の身体障害者（注4）	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者（注4）	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者（注4）	f. 計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5（注2）（注3）
	人	人	人	人	人	人	人
特例子会社	53,710.5 （ 50,290.5 ）	5,160 （ 4,973 ）	173 （ 144 ）	2,365 （ 2,352 ）	75 （ 64 ）	49 （ 29 ）	12,920.0 （ 12,488.5 ）

区分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者（注4）	b. 重度知的障害者である短時間労働者（注4）	c. 重度以外の知的障害者（注4）	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者（注4）	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者（注4）	f. 計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5（注2）（注3）
	人	人	人	人	人	人
特例子会社	6,872 （ 6,700 ）	95 （ 83 ）	12,793 （ 11,972 ）	203 （ 193 ）	12 （ 4 ）	26,739.5 （ 25,553.5 ）

区分	④精神障害者の数 c.精神障害者（注4）	d. 精神障害者である短時間労働者（注4）	e. 精神障害者である特定短時間労働者（注4）	f. 計 c＋d＋e×0.5（注3）
	人	人	人	人
特例子会社	13,377 （ 11,616 ）	620 （ 598 ）	108 （ 69 ）	14,051.0 （ 12,248.5 ）

注 1(1)②の表と同じ
※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

◎「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝2.5%）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。
その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

(8) 身体障害者の部位別雇用状況

① 概況

※実人数

区分	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	人	人	人	人	人	人
民間企業	14,722	32,418	3,044	114,110	86,257	250,551
	(14,228)	(32,394)	(3,053)	(115,029)	(84,058)	(248,762)

注 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

② 企業規模別の雇用状況

※実人数

区分	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	人	人	人	人	人	人
40.0～100人未満	1,554	3,138	407	13,805	11,381	30,285
	(1,574)	(3,154)	(406)	(13,749)	(10,668)	(29,551)
100～300人未満	2,787	4,841	560	21,660	17,420	47,268
	(2,815)	(4,932)	(569)	(22,264)	(17,489)	(48,069)
300～500人未満	1,214	2,218	262	9,573	7,739	21,006
	(1,215)	(2,221)	(261)	(10,027)	(7,662)	(21,386)
500～1000人未満	1,639	3,217	341	12,283	9,991	27,471
	(1,691)	(3,329)	(373)	(13,004)	(10,011)	(28,408)
1,000人以上	7,528	19,004	1,474	56,789	39,726	124,521
	(6,933)	(18,758)	(1,444)	(55,985)	(38,228)	(121,348)

注 1(8)①の表と同じ。

③ 産業別の雇用状況

※実人数

区分	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	人	人	人	人	人	人
農、林、漁業	11	37	5	161	111	325
	(15)	(41)	(5)	(190)	(135)	(386)
鉱業,採石業,砂利採取業	7	19	1	79	60	166
	(5)	(12)	(0)	(70)	(51)	(138)
建設業	425	884	132	4,473	4,041	9,955
	(381)	(836)	(133)	(4,287)	(3,733)	(9,370)
製造業	2,607	12,298	742	27,844	19,895	63,386
	(2,544)	(12,772)	(786)	(28,893)	(19,947)	(64,942)
電気・ガス・熱供給・水道業	112	183	25	1,269	665	2,254
	(124)	(204)	(28)	(1,494)	(763)	(2,613)
情報通信業	1,247	1,762	138	6,468	4,652	14,267
	(1,227)	(1,682)	(137)	(6,517)	(4,592)	(14,155)
運輸業,郵便業	607	1,501	212	8,122	7,011	17,453
	(517)	(1,452)	(212)	(7,977)	(6,766)	(16,924)
卸売業,小売業	1,697	3,313	425	13,843	12,085	31,363
	(1,694)	(3,192)	(412)	(14,466)	(12,136)	(31,900)
金融業,保険業	764	2,272	115	6,162	3,164	12,477
	(733)	(2,328)	(125)	(6,121)	(3,118)	(12,425)
不動産業,物品賃貸業	272	420	50	2,154	1,781	4,677
	(242)	(381)	(52)	(2,051)	(1,600)	(4,326)
学術研究,専門・技術サービス業	799	1,339	121	5,401	3,929	11,589
	(760)	(1,290)	(130)	(5,480)	(3,888)	(11,548)
宿泊業,飲食サービス業	267	790	93	1,991	1,992	5,133
	(262)	(770)	(104)	(2,095)	(1,888)	(5,119)
生活関連サービス業,娯楽業	194	486	55	1,696	1,333	3,764
	(199)	(508)	(54)	(1,668)	(1,246)	(3,675)
教育,学習支援業	288	298	45	1,932	1,692	4,255
	(277)	(271)	(44)	(1,944)	(1,640)	(4,176)
医療,福祉	3,763	3,659	467	16,606	10,760	35,255
	(3,751)	(3,636)	(455)	(16,664)	(10,318)	(34,824)
複合サービス事業	107	196	38	1,435	1,097	2,873
	(103)	(184)	(43)	(1,451)	(1,095)	(2,876)
サービス業	1,555	2,961	380	14,474	11,989	31,359
	(1,394)	(2,835)	(333)	(13,661)	(11,142)	(29,365)

注 1(8)①の表と同じ。

詳細表

2 国、地方公共団体の機関における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D.重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 A×2＋B＋C＋(D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
	機関	人	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
計	44	348,781.0	1,833	1,102	5,589	355	122	10,595.5	1,326.5	3.04	44	100.0
	(44)	(339,750.0)	(1,845)	(1,072)	(5,433)	(350)	116)	(10,428.0)	(1,340.5)	(3.07)	(43)	(97.7)
行政機関	38	319,331.5	1,634	1,072	5,114	353	122	9,691.5	1,214.5	3.03	38	100.0
	(38)	(310,275.5)	(1,649)	(1,049)	(4,983)	(347)	116)	(9,561.5)	(1,238.5)	(3.08)	(37)	(97.4)
立法機関	5	3,983.0	21	15	62	2	0	120.0	9.0	3.01	5	100.0
	(5)	(3,995.5)	(24)	(13)	(56)	(2)	0)	(118.0)	(12.0)	(2.95)	(5)	(100.0)
司法機関	1	25,466.5	178	15	413	0	0	784.0	103.0	3.08	1	100.0
	(1)	(25,479.0)	(172)	(10)	(394)	(1)	0)	(748.5)	(90.0)	(2.94)	(1)	(100.0)

〔2(1)①表の注〕
注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。
3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。
4 G欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
5 ( )内は令和6年6月1日現在の数値である。
6 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	②身体障害者の数 a.重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	③知的障害者の数 a.重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	④精神障害者の数 c.精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 c＋d＋e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分(注5)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	10,595.5	1,810	243	2,160	286	45	6,188.5	603.5	23	5	230	69	0	315.5	57.5	3,199	854	77	4,091.5	665.5
	(10,428.0)	(1,820)	(234)	(2,114)	(283)	(44)	(6,151.5)	(627.0)	(25)	(4)	(239)	(67)	(0)	(326.5)	(82.0)	(3,080)	(834)	(72)	(3950.0)	(631.5)
行政機関	9,691.5	1,612	234	1,952	284	45	5,574.5	542.5	22	5	220	69	0	303.5	54.5	2,942	833	77	3,813.5	617.5
	(9,561.5)	(1,626)	(229)	(1,906)	(280)	(44)	(5,549.0)	(570.0)	(23)	(4)	(231)	(67)	(0)	(314.5)	(81.0)	(2,846)	(816)	(72)	(3,698.0)	(587.5)
立法機関	120.0	20	2	18	2	0	61.0	3.0	1	0	5	0	0	7.0	1.0	39	13	0	52.0	5.0
	(118.0)	(22)	(1)	(19)	(2)	(0)	(65.0)	(3.0)	(2)	(0)	(5)	(0)	(0)	(9.0)	(0.0)	(32)	(12)	(0)	(44.0)	(9.0)
司法機関	784.0	178	7	190	0	0	553.0	58.0	0	0	5	0	0	5.0	2.0	218	8	0	226.0	43.0
	(748.5)	(172)	(4)	(189)	(1)	(0)	(537.5)	(54.0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)	(3.0)	(1.0)	(202)	(6)	(0)	(208.0)	(35.0)

〔2(1)②表の注〕
注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。
4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。
5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
6 ( )内は、令和6年6月1日現在の数値である。
7 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

【参考】国の機関における障害部位別の雇用身体障害者数 ※実人数

国の機関	計	視覚障害 視力障害	視覚障害 視野障害	聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由 上肢不自由	肢体不自由 下肢不自由	肢体不自由 体幹機能障害	肢体不自由 上肢機能障害	肢体不自由 移動機能障害	内部障害 心臓機能障害	内部障害 じん臓機能障害	内部障害 呼吸器機能障害	内部障害 ぼうこう又は直腸機能障害	内部障害 小腸機能障害	内部障害 免疫機能障害	内部障害 肝臓機能障害
	4,544	149	203	331	54	567	1,127	212	239	61	778	516	25	151	26	59	46

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 A×2＋B＋C＋(D+E)×0.5(注2)	G. うち新規雇用分 (注4)	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
計	機関 167	人 375,748.0	人 2,555	人 666	人 5,336	人 483	人 43	人 11,375.0	人 1,081.5	% 3.03	機関 148	% 88.6
	(168)	(361,319.0)	(2,536)	(627)	(5,065)	(499)	(34)	(11,030.5)	(1,041.5)	(3.05)	(150)	(89.3)
都道府県知事部局	機関 47	人 288,266.5	人 2,042	人 435	人 4,167	人 298	人 36	人 8,853.0	人 844.0	% 3.07	機関 46	% 97.9
	(47)	(280,855.5)	(2,036)	(418)	(3,940)	(308)	(26)	(8,597.0)	(837.0)	(3.06)	(45)	(95.7)
その他の都道府県機関	120	87,481.5	513	231	1,169	185	7	2,522.0	237.5	2.88	102	85.0
	(121)	(80,463.5)	(500)	(209)	(1,125)	(191)	(8)	(2,433.5)	(204.5)	(3.02)	(105)	(86.8)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	②身体障害者の数 a.重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
計	人 11,375.0	人 2,546	人 286	人 2,912	人 404	人 25	人 8,504.5	人 494.0
	(11,030.5)	(2,527)	(294)	(2,890)	(422)	(23)	(8,460.5)	(441.5)
都道府県知事部局	人 8,853.0	人 2,035	人 152	人 2,271	人 239	人 19	人 6,622.0	人 364.0
	(8,597.0)	(2,028)	(161)	(2,250)	(252)	(17)	(6,601.5)	(353.5)
その他の都道府県機関	2,522.0	511	134	641	165	6	1,882.5	130.0
	(2,433.5)	(499)	(133)	(640)	(170)	(6)	(1,859.0)	(88.0)

区分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
計	人 9	人 4	人 256	人 79	人 0	人 317.5	人 70.5
	(9)	(5)	(233)	(77)	(0)	(294.5)	(83.5)
都道府県知事部局	人 7	人 1	人 209	人 59	人 0	人 253.5	人 60.0
	(8)	(2)	(192)	(56)	(0)	(238.0)	(69.5)
その他の都道府県機関	2	3	47	20	0	64.0	10.5
	(1)	(3)	(41)	(21)	(0)	(56.5)	(14.0)

区分	④精神障害者の数 c.精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 c＋d＋e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
計	人 2,168	人 376	人 18	人 2,553.0	人 517.0
	(1,942)	(328)	(11)	(2,275.5)	(516.5)
都道府県知事部局	人 1,687	人 282	人 17	人 1,977.5	人 420.0
	(1,498)	(255)	(9)	(1,757.5)	(414.0)
その他の都道府県機関	481	94	1	575.5	97.0
	(444)	(73)	(2)	(518.0)	(102.5)

注 2(1)②の表と同じ

【参考】都道府県の機関における障害部位別の雇用身体障害者数 ※実人数

	計	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由					内部障害						
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
都道府県の機関	6,173	194	191	472	57	943	1,632	343	245	163	1,081	493	40	216	39	30	34

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D.重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
	機関	人	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
市町村の機関	2,470	1,456,454.5	8,592	2,021	19,150	1,253	321	39,142.0	3,976.5	2.69	1,716	69.5
	(2,488)	(1,363,140.5)	(8,451)	(1,766)	(18,049)	(1,219)	(214)	(37,433.5)	(3,626.5)	(2.75)	(1,769)	(71.1)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	②身体障害者の数 a.重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	③知的障害者の数 a.重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	④精神障害者の数 c.精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分(注5)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
市町村の機関	39,142.0	8,463	698	10,424	1,018	155	28,634.5	1,892.0	129	39	1,348	235	11	1,768.0	285.5	7,378	1,284	155	8,739.5	1,799.0
	(37,433.5)	(8,335)	(683)	(10,320)	(997)	(117)	(28,230.0)	(1,818.0)	(116)	(46)	(1,244)	(222)	(13)	(1,639.5)	(256.5)	(6,485)	(1,037)	(84)	(7,564.0)	(1,552.0)

注 2(1)②の表と同じ

【参考】市町村の機関における障害部位別の雇用身体障害者数 ※実人数

	計	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由					内部障害						
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
市町村の機関	20,758	500	526	1,684	165	2,692	5,887	1,119	1,050	558	3,668	1,732	95	685	154	97	146

（4）都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.7%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者（注3）	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（注3）	D.重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員（注3）	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員（注3）	F. 計 A×2＋B＋C＋(D＋E)×0.5（注2）	G. うち新規雇用分（注4）	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
	機関	人	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
計	94	803,974.0	4,027	851	9,322	514	133	18,550.5	2,492.5	2.31	40	42.6
	(93)	(728,083.5)	(3,979)	(793)	(8,680)	(482)	(94)	(17,719.0)	(2,498.0)	(2.43)	(50)	(53.8)
都道府県教育委員会	47	706,254.0	3,612	744	8,053	458	109	16,304.5	2,198.5	2.31	14	29.8
	(47)	(640,332.5)	(3,563)	(705)	(7,461)	(437)	(74)	(15,547.5)	(2,185.0)	(2.43)	(22)	(46.8)
市町村教育委員会	47	97,720.0	415	107	1,269	56	24	2,246.0	294.0	2.30	26	55.3
	(46)	(87,751.0)	(416)	(88)	(1,219)	(45)	(20)	(2,171.5)	(313.0)	(2.47)	(28)	(60.9)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	②身体障害者の数 a.重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	③知的障害者の数 a.重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	④精神障害者の数 c.精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分(注5)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	18,550.5	3,931	267	4,415	379	92	12,779.5	1,152.5	96	10	889	135	2	1,159.5	271.0	4,018	574	39	4,611.5	1,069.0
	(17,719.0)	(3,887)	(243)	(4,353)	(355)	(70)	(12,582.5)	(1,166.5)	(92)	(14)	(794)	(127)	(1)	(1,056.0)	(287.0)	(3,533)	(536)	(23)	(4,080.5)	(1,044.5)
都道府県教育委員会	16,304.5	3,526	235	3,845	326	78	11,334.0	1,034.5	86	10	726	132	2	975.0	233.5	3,482	499	29	3,995.5	930.5
	(15,547.5)	(3,483)	(221)	(3,780)	(312)	(60)	(11,153.0)	(1,038.5)	(80)	(13)	(656)	(125)	(1)	(892.0)	(251.5)	(3,025)	(471)	(13)	(3,502.5)	(895.0)
市町村教育委員会	2,246.0	405	32	570	53	14	1,445.5	118.0	10	0	163	3	0	184.5	37.5	536	75	10	616.0	138.5
	(2,171.5)	(404)	(22)	(573)	(43)	(10)	(1,429.5)	(128.0)	(12)	(1)	(138)	(2)	(0)	(164.0)	(35.5)	(508)	(65)	(10)	(578.0)	(149.5)

注 2(1)②の表と同じ

【参考】都道府県等の教育委員会における障害部位別の雇用身体障害者数　　※実人数

都道府県等の教育委員会	計	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由					内部障害						
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
	9,084	773	341	1,087	78	906	1,826	412	508	228	1,570	830	46	308	49	65	57

※「計」欄には、障害部位別の雇用身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2．8%）

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数（注1）	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者 （注3）	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者（注3）	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 （注3）	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（注3）	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者（注3）	F. 計 A×2＋B＋C＋(D＋E)×0.5 （注2）	G. うち新規雇用分 （注4）	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
	法人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	法人	%
計	377 (373)	528,687.5 (471,294.0)	2,971 (2,923)	709 (627)	7,250 (6,767)	304 (273)	134 (85)	14,120.0 (13,419.0)	1,929.0 (1,596.5)	2.67 (2.85)	249 (285)	66.0 (76.4)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	94 (94)	236,519.5 (219,303.5)	1,361 (1,368)	359 (333)	3,437 (3,328)	189 (176)	56 (32)	6,640.5 (6,501.0)	807.5 (762.0)	2.81 (2.96)	72 (80)	76.6 (85.1)
国立大学法人等	85 (86)	173,554.0 (150,869.0)	1,061 (1,020)	147 (108)	2,308 (2,089)	43 (31)	36 (28)	4,616.5 (4,266.5)	645.0 (472.0)	2.66 (2.83)	49 (65)	57.6 (75.6)
地方独立行政法人等	198 (193)	118,614.0 (101,121.5)	549 (535)	203 (186)	1,505 (1,350)	72 (66)	42 (25)	2,863.0 (2,651.5)	476.5 (362.5)	2.41 (2.62)	128 (140)	64.6 (72.5)

〔3①表の注〕
注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
4 G欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
5 （ ）内は令和6年6月1日現在の数値である
6 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 （注1）	②身体障害者の数 a.重度身体障害者 （注4）	b. 重度身体障害者である短時間労働者 （注4）	c. 重度以外の身体障害者 （注4）	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 （注4）	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者（注4）	f. 計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5 （注2）（注3）	g. うち新規雇用分（注5）	③知的障害者の数 a.重度知的障害者 （注4）	b. 重度知的障害者である短時間労働者 （注4）	c. 重度以外の知的障害者 （注4）	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 （注4）	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者 （注4）	f. 計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5 （注2）（注3）	g. うち新規雇用分（注5）	④精神障害者の数 c.精神障害者 （注4）	d. 精神障害者である短時間労働者（注4）	e. 精神障害者である特定短時間労働者 （注4）	f. 計 c＋d＋e×0.5 （注3）	g. うち新規雇用分 （注5）
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	14,120.0 (13,419.0)	2,494 (2,480)	230 (223)	2,822 (2,793)	241 (210)	57 (37)	8,189.0 (8,099.5)	800.5 (741.0)	477 (443)	11 (15)	1,092 (1,030)	63 (63)	2 (0)	2,089.5 (1,962.5)	237.0 (180.5)	3,336 (2,944)	468 (389)	75 (48)	3,841.5 (3,357.0)	891.5 (675.0)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	6,640.5 (6,501.0)	1,291 (1,297)	126 (128)	1,525 (1,541)	149 (132)	25 (16)	4,320.0 (4,337.0)	395.5 (381.0)	70 (71)	5 (7)	298 (299)	40 (44)	0 (0)	463.0 (470.0)	45.0 (50.0)	1,614 (1,488)	228 (198)	31 (16)	1,857.5 (1,694.0)	367.0 (331.0)
国立大学法人等	4,616.5 (4,266.5)	732 (726)	43 (34)	732 (706)	38 (29)	14 (14)	2,265.0 (2,213.5)	205.5 (203.5)	329 (294)	3 (5)	526 (496)	5 (2)	2 (0)	1,190.5 (1,090.0)	138.0 (72.0)	1,050 (887)	101 (69)	20 (14)	1,161.0 (963.0)	301.5 (196.5)
地方独立行政法人等	2,863.0 (2,651.5)	471 (457)	61 (61)	565 (546)	54 (49)	18 (7)	1,604.0 (1,549.0)	199.5 (156.5)	78 (78)	3 (3)	268 (235)	18 (17)	0 (0)	436.0 (402.5)	54.0 (58.5)	672 (569)	139 (122)	24 (18)	823.0 (700.0)	223.0 (147.5)

〔3②表の注〕
注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。 ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
6 （ ）内は令和6年6月1日現在の数値である。
7 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。

【参考】独立行政法人等における障害部位別の雇用身体障害者数　※実人数

独立行政法人等	計	視覚障害	聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
	5,729	364	516	70	2,884	1,895

※「計」欄には、障害部位別の雇用身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

４ 公的機関の状況

(1) 国の機関の状況（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	348,781.0	10,595.5	3.04	0.0	
行政機関合計	319,331.5	9,691.5	3.03	0.0	
内閣官房	1,608.5	49.0	3.05	0.0	
内閣法制局	83.0	2.0	2.41	0.0	
内閣府	3,726.5	112.0	3.01	0.0	
宮内庁	1,185.5	42.5	3.58	0.0	
公正取引委員会	1,053.0	32.0	3.04	0.0	
警察庁	2,998.0	86.0	2.87	0.0	
個人情報保護委員会	244.0	7.0	2.87	0.0	
カジノ管理委員会	186.0	5.0	2.69	0.0	
金融庁	1,811.0	53.0	2.93	0.0	
消費者庁	619.0	17.5	2.83	0.0	
こども家庭庁	603.0	17.0	2.82	0.0	
デジタル庁	1,117.5	32.5	2.91	0.0	
復興庁	148.5	8.0	5.39	0.0	
総務省	5,245.0	171.5	3.27	0.0	特例承認あり 注4
法務省	33,707.5	1,029.0	3.05	0.0	
出入国在留管理庁	5,286.5	166.5	3.15	0.0	
公安調査庁	1,822.0	63.0	3.46	0.0	
外務省	7,108.0	200.5	2.82	0.0	
財務省	12,700.0	403.5	3.18	0.0	
国税庁	60,451.5	1,846.5	3.05	0.0	
文部科学省	2,944.0	84.5	2.87	0.0	特例承認あり 注4
厚生労働省	60,150.0	1,844.5	3.07	0.0	
農林水産省	15,327.0	447.5	2.92	0.0	
林野庁	4,824.5	139.5	2.89	0.0	
水産庁	819.0	23.0	2.81	0.0	
経済産業省	6,754.5	200.0	2.96	0.0	特例承認あり 注4
特許庁	3,570.5	102.5	2.87	0.0	
国土交通省	44,627.0	1,326.0	2.97	0.0	
観光庁	275.0	9.0	3.27	0.0	
気象庁	5,072.0	163.0	3.21	0.0	
運輸安全委員会	194.0	8.0	4.12	0.0	
海上保安庁	373.0	18.0	4.83	0.0	
環境省	3,054.5	93.0	3.04	0.0	
原子力規制委員会	1,240.0	36.5	2.94	0.0	
防衛省	24,598.0	729.5	2.97	0.0	
防衛装備庁	1,858.5	58.0	3.12	0.0	
人事院	675.5	22.0	3.26	0.0	
会計検査院	1,270.5	43.0	3.38	0.0	
立法機関合計	3,983.0	120.0	3.01	0.0	
衆議院事務局	1,605.5	48.0	2.99	0.0	
衆議院法制局	91.0	2.0	2.20	0.0	
参議院事務局	1,245.0	36.0	2.89	0.0	
参議院法制局	74.0	2.0	2.70	0.0	
国立国会図書館	967.5	32.0	3.31	0.0	
司法機関合計	25,466.5	784.0	3.08	0.0	
裁判所	25,466.5	784.0	3.08	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、１人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、１人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の省庁は、特例承認を受けている。

特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

5 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	公害等調整委員会	消防庁	
文部科学省	文化庁	スポーツ庁	
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	

(2) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合　計	288,266.5	8,853.0	3.07	26.0	
北海道	13,492.5	398.5	2.95	0.0	
青森県	4,272.5	130.0	3.04	0.0	
岩手県	4,929.0	145.0	2.94	0.0	
宮城県	5,424.5	169.5	3.12	0.0	特例認定あり 注4
秋田県	4,125.5	120.5	2.92	0.0	特例認定あり 注4
山形県	7,828.0	249.5	3.19	0.0	特例認定あり 注4
福島県	6,562.5	191.5	2.92	0.0	
茨城県	6,245.5	223.5	3.58	0.0	
栃木県	5,292.0	178.5	3.37	0.0	特例認定あり 注4
群馬県	4,868.5	149.0	3.06	0.0	
埼玉県	7,861.0	233.0	2.96	0.0	
千葉県	9,289.0	280.5	3.02	0.0	特例認定あり 注4
東京都	23,705.0	764.0	3.22	0.0	
神奈川県	8,732.0	263.0	3.01	0.0	特例認定あり 注4
新潟県	5,837.0	180.5	3.09	0.0	特例認定あり 注4
富山県	5,355.5	123.0	2.30	26.0	特例認定あり 注4、注5
石川県	5,811.5	170.0	2.93	0.0	特例認定あり 注4
福井県	4,781.0	158.0	3.30	0.0	
山梨県	4,066.5	138.0	3.39	0.0	
長野県	6,528.5	190.0	2.91	0.0	特例認定あり 注4
岐阜県	5,550.0	168.0	3.03	0.0	
静岡県	6,411.0	184.0	2.87	0.0	特例認定あり 注4
愛知県	10,275.0	306.0	2.98	0.0	
三重県	4,970.0	152.5	3.07	0.0	特例認定あり 注4
滋賀県	5,782.0	167.5	2.90	0.0	特例認定あり 注4
京都府	5,301.0	157.5	2.97	0.0	特例認定あり 注4
大阪府	8,551.5	303.0	3.54	0.0	特例認定あり 注4
兵庫県	7,141.5	204.5	2.86	0.0	特例認定あり 注4
奈良県	4,156.5	126.0	3.03	0.0	特例認定あり 注4
和歌山県	4,195.0	129.5	3.09	0.0	特例認定あり 注4
鳥取県	3,822.5	134.5	3.52	0.0	特例認定あり 注4
島根県	4,124.5	115.5	2.80	0.0	特例認定あり 注4
岡山県	4,452.5	134.0	3.01	0.0	特例認定あり 注4
広島県	5,373.0	168.0	3.13	0.0	特例認定あり 注4
山口県	4,082.0	124.0	3.04	0.0	特例認定あり 注4
徳島県	3,685.5	114.0	3.09	0.0	
香川県	5,325.0	152.5	2.86	0.0	特例認定あり 注4
愛媛県	4,669.5	144.0	3.08	0.0	特例認定あり 注4
高知県	4,072.0	130.5	3.20	0.0	特例認定あり 注4
福岡県	8,003.0	279.0	3.49	0.0	特例認定あり 注4
佐賀県	3,784.0	112.5	2.97	0.0	
長崎県	4,566.0	128.0	2.80	0.0	
熊本県	4,821.5	148.5	3.08	0.0	
大分県	4,269.0	128.0	3.00	0.0	
宮崎県	4,495.5	143.5	3.19	0.0	
鹿児島県	5,998.5	176.5	2.94	0.0	
沖縄県	5,381.5	166.0	3.08	0.0	

注 1　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
　ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3　④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
　したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4　注4の機関は、特例認定を受けている。
　特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

5　富山県知事部局においては、12月１日時点において、障害者の数148.5人、実雇用率2.8%、不足数0.0人となっている。

6　この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

特例認定一覧（都道府県知事部局）

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
宮城県	宮城県企業局	宮城県議会事務局		
秋田県	秋田県議会事務局	秋田県人事委員会事務局	秋田県監査委員事務局	
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局		
栃木県	栃木県企業局	栃木県議会事務局		
千葉県	千葉県議会事務局	千葉県監査委員事務局		
神奈川県	神奈川県監査事務局			
新潟県	新潟県議会事務局			
富山県	富山県企業局			
石川県	石川県議会事務局			
長野県	長野県企業局			
静岡県	静岡県企業局	静岡県議会事務局		
三重県	三重県議会事務局			
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁		
京都府	京都府公営企業	京都府議会事務局		
大阪府	大阪府議会事務局			
兵庫県	兵庫県議会事務局			
奈良県	奈良県監査委員事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県労働委員会事務局	奈良県収用委員会事務局
和歌山県	和歌山県議会事務局			
鳥取県	鳥取県企業局			
島根県	島根県企業局			
岡山県	岡山県企業局			
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局		
山口県	山口県企業局			
香川県	香川県病院局	香川県議会		
愛媛県	愛媛県議会事務局			
高知県	高知県議会事務局			
福岡県	福岡県議会事務局			

(3) その他の都道府県機関の状況（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合　　計	87,481.5	2,522.0	2.88	180.5	
北海道企業局	113.0	3.0	2.65	0.0	
北海道道立病院局	443.5	8.0	1.80	4.0	
北海道議会事務局	85.0	2.0	2.35	0.0	
北海道監査委員事務局	50.0	1.0	2.00	0.0	
北海道警察本部	1,430.5	44.0	3.08	0.0	
青森県病院局	1,148.0	21.5	1.87	10.5	
青森県警察本部	386.0	15.0	3.89	0.0	
岩手県企業局	136.0	3.0	2.21	0.0	
岩手県医療局	5,031.0	99.0	1.97	41.0	
岩手県警察本部	401.0	12.5	3.12	0.0	
宮城県警察本部	636.0	26.0	4.09	0.0	
秋田県警察本部	380.5	12.5	3.29	0.0	
秋田県公営企業	119.0	5.0	4.20	0.0	
山形県警察本部	453.0	15.0	3.31	0.0	
福島県企業局	36.0	4.0	11.11	0.0	
福島県病院局	296.0	4.0	1.35	4.0	注4①
福島県警察本部	606.5	20.0	3.30	0.0	
福島県議会事務局	38.5	1.0	2.60	0.0	
茨城県企業局	212.0	8.0	3.77	0.0	
茨城県病院局	858.5	32.0	3.73	0.0	
茨城県議会事務局	46.0	2.0	4.35	0.0	
茨城県警察本部	662.0	20.0	3.02	0.0	
栃木県警察本部	588.0	21.0	3.57	0.0	
群馬県企業局	320.0	10.0	3.13	0.0	
群馬県病院局	1,065.0	30.5	2.86	0.0	
群馬県警察本部	539.5	18.5	3.43	0.0	
群馬県議会事務局	40.5	2.0	4.94	0.0	
埼玉県企業局	438.5	15.5	3.53	0.0	
埼玉県下水道局	131.5	4.0	3.04	0.0	
埼玉県議会事務局	69.5	2.0	2.88	0.0	
埼玉県警察本部	1,552.5	47.5	3.06	0.0	
千葉県企業局	1,252.0	37.0	2.96	0.0	
千葉県病院局	1,839.0	56.5	3.07	0.0	
千葉県競馬組合	63.0	1.0	1.59	0.0	
千葉県警察本部	1,561.0	47.5	3.04	0.0	
東京都議会議会局	159.5	5.0	3.13	0.0	
東京都人事委員会	63.5	5.0	7.87	0.0	
東京都監査事務局	90.0	5.0	5.56	0.0	
東京都交通局	2,751.5	95.5	3.47	0.0	
東京都水道局	2,947.0	83.0	2.82	0.0	
東京都下水道局	1,690.0	61.5	3.64	0.0	
警視庁	4,856.5	145.0	2.99	0.0	
東京消防庁	918.0	36.0	3.92	0.0	
神奈川県企業庁	1,005.0	34.0	3.38	0.0	
神奈川県内広域水道企業団	278.0	6.0	2.16	1.0	注4②
神奈川県議会議会局	82.0	3.0	3.66	0.0	
神奈川県警察本部	2,230.0	77.0	3.45	0.0	
神奈川県川崎競馬組合	65.5	0.0	0.00	1.0	
新潟県企業局	109.5	4.0	3.65	0.0	
新潟県病院局	2,555.5	62.5	2.45	8.5	
新潟県警察本部	555.0	16.0	2.88	0.0	
富山県警察本部	416.5	11.5	2.76	0.0	
石川県警察本部	432.0	14.0	3.24	0.0	
福井県警察本部	406.5	17.0	4.18	0.0	
山梨県企業局	70.0	5.0	7.14	0.0	
山梨県警察本部	483.5	16.0	3.31	0.0	
長野県警察本部	606.5	23.5	3.87	0.0	
長野県議会事務局	41.5	1.0	2.41	0.0	
岐阜県警察本部	605.5	24.0	3.96	0.0	
静岡県立静岡がんセンター	1,125.0	29.0	2.58	2.0	
静岡県警察本部	943.0	33.0	3.50	0.0	
愛知県企業庁	354.0	12.0	3.39	0.0	
愛知県病院事業庁	1,083.5	31.5	2.91	0.0	
名古屋港管理組合	457.0	14.0	3.06	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
愛知県競馬組合	62.0	1.0	1.61	0.0	
愛知県議会事務局	69.0	1.0	1.45	0.0	
愛知県警察本部	1,252.0	39.5	3.15	0.0	
三重県企業庁	133.5	7.0	5.24	0.0	
三重県病院事業庁	201.0	6.0	2.99	0.0	
四日市港管理組合	102.5	4.5	4.39	0.0	
三重県警察本部	459.0	18.5	4.03	0.0	
滋賀県議会事務局	42.0	1.0	2.38	0.0	
滋賀県警察本部	427.0	11.0	2.58	0.0	
京都府警察本部	736.5	24.5	3.33	0.0	
大阪府警察本部	2,392.0	73.5	3.07	0.0	
兵庫県企業庁	156.0	6.0	3.85	0.0	
兵庫県病院局	4,725.5	96.0	2.03	36.0	
兵庫県警察本部	1,042.5	34.5	3.31	0.0	
奈良県警察本部	401.0	14.0	3.49	0.0	
南和広域医療企業団	433.5	12.0	2.77	0.0	
和歌山県警察本部	407.5	13.5	3.31	0.0	
鳥取県病院局	1,202.5	34.0	2.83	0.0	
鳥取県警察本部	306.0	9.0	2.94	0.0	
島根県病院局	998.0	25.0	2.51	2.0	注4③
島根県警察本部	363.0	10.0	2.75	0.0	
岡山県警察本部	659.0	22.0	3.34	0.0	
広島県警察本部	614.0	18.5	3.01	0.0	
山口県議会事務局	46.5	1.0	2.15	0.0	
山口県警察本部	517.0	14.0	2.71	0.0	
徳島県企業局	127.5	4.0	3.14	0.0	
徳島県病院局	928.0	16.0	1.72	9.0	
徳島県警察本部	393.5	13.0	3.30	0.0	
香川県警察本部	442.0	14.0	3.17	0.0	
愛媛県公営企業管理局	1,988.0	58.5	2.94	0.0	
愛媛県警察本部	420.0	19.0	4.52	0.0	
高知県公営企業局	691.5	19.0	2.75	0.0	
高知県・高知市病院企業団	776.5	19.0	2.45	2.0	
高知県警察本部	369.0	12.0	3.25	0.0	
福岡県警察本部	1,075.5	27.5	2.56	2.5	注4④
佐賀県競馬組合	51.5	1.0	1.94	0.0	
佐賀県警察本部	348.0	10.5	3.02	0.0	
長崎県交通局	260.0	3.0	1.15	4.0	
長崎県病院企業団	1,642.5	36.0	2.19	9.0	
長崎県警察本部	504.0	17.5	3.47	0.0	
熊本県警察本部	516.0	20.0	3.88	0.0	
熊本県企業局	47.0	3.5	7.45	0.0	
熊本県病院局	74.5	3.0	4.03	0.0	
大分県企業局	97.5	0.0	0.00	2.0	
大分県病院局	648.0	19.0	2.93	0.0	
大分県警察本部	385.0	13.0	3.38	0.0	
宮崎県企業局	126.0	3.0	2.38	0.0	
宮崎県病院局	1,501.0	33.0	2.20	9.0	
宮崎県警察本部	409.5	15.0	3.66	0.0	
宮崎県議会事務局	39.5	1.0	2.53	0.0	
鹿児島県県立病院局	942.5	26.0	2.76	0.0	
鹿児島県警察本部	457.0	13.0	2.84	0.0	
沖縄県企業局	291.0	9.0	3.09	0.0	
沖縄県議会事務局	55.0	2.0	3.64	0.0	
沖縄県病院事業局	3,210.5	56.0	1.74	33.0	
沖縄県警察本部	506.5	17.0	3.36	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ①福島県病院局においては、10月14日時点において、障害者の数9.0人、実雇用率3.04％、不足数0.0人となっている。

②神奈川県内広域水道企業団においては、7月1日時点において、障害者の数7.0人、実雇用率2.52％、不足数0.0人となっている。

③島根県病院局においては、11月1日時点において障害者の数27.0人、実雇用率2.71％、不足数0.0人となっている。

④福岡県警察本部においては、12月1日時点において、障害者の数30.5人、実雇用率2.84％、不足数0.0人となっている。

5 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

(4) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.7%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合 計	706,254.0	16,304.5	2.31	2,976.5	
北海道	29,638.0	769.0	2.59	31.0	
青森県	10,472.0	244.5	2.33	37.5	
岩手県	10,326.0	208.0	2.01	70.0	
宮城県	12,773.5	325.5	2.55	18.5	
秋田県	7,896.5	217.0	2.75	0.0	
山形県	8,304.5	192.0	2.31	32.0	
福島県	14,786.5	265.5	1.80	133.5	
茨城県	21,815.5	632.5	2.90	0.0	
栃木県	14,209.0	341.5	2.40	41.5	
群馬県	14,065.5	342.5	2.44	36.5	
埼玉県	36,085.5	879.0	2.44	95.0	
千葉県	29,693.5	836.5	2.82	0.0	
東京都	59,409.0	993.0	1.67	611.0	
神奈川県	27,973.5	677.0	2.42	78.0	
新潟県	12,144.0	274.5	2.26	52.5	
富山県	8,211.0	172.5	2.10	48.5	
石川県	8,334.5	212.5	2.55	12.5	
福井県	6,615.5	192.5	2.91	0.0	
山梨県	6,425.0	195.0	3.04	0.0	
長野県	16,124.5	333.5	2.07	101.5	
岐阜県	15,573.5	370.5	2.38	49.5	
静岡県	15,745.0	384.5	2.44	40.5	
愛知県	33,510.0	585.0	1.75	319.0	
三重県	13,671.0	372.5	2.72	0.0	
滋賀県	11,103.5	288.5	2.60	10.5	注4
京都府	10,176.5	220.0	2.16	54.0	
大阪府	31,927.0	673.0	2.11	189.0	
兵庫県	25,529.5	440.0	1.72	249.0	
奈良県	8,049.0	192.5	2.39	24.5	
和歌山県	8,192.0	208.0	2.54	13.0	
鳥取県	5,772.5	156.5	2.71	0.0	
島根県	7,526.0	187.0	2.48	16.0	
岡山県	11,668.0	326.0	2.79	0.0	
広島県	12,811.0	358.5	2.80	0.0	
山口県	10,102.0	247.0	2.45	25.0	
徳島県	6,237.0	147.0	2.36	21.0	
香川県	7,499.0	207.0	2.76	0.0	
愛媛県	10,431.5	318.0	3.05	0.0	
高知県	7,023.0	212.0	3.02	0.0	
福岡県	21,080.5	355.5	1.69	213.5	
佐賀県	7,696.0	209.5	2.72	0.0	
長崎県	11,214.0	192.5	1.72	109.5	
熊本県	11,429.0	278.5	2.44	29.5	
大分県	9,602.5	277.5	2.89	0.0	
宮崎県	9,773.0	207.0	2.12	56.0	
鹿児島県	12,813.0	322.0	2.51	23.0	
沖縄県	14,796.0	264.5	1.79	134.5	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 滋賀県教育委員会においては、12月1日時点において、障害者の数304.0人、実雇用率2.74%、不足数0.0人となっている。

5 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

(5) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	**410,073.5**	**11,257.0**	**2.75**	**604.0**	
医薬基盤・健康・栄養研究所	340.0	7.0	2.06	2.0	注5①
宇宙航空研究開発機構	2,325.5	65.5	2.82	0.0	
海上・港湾・航空技術研究所	461.0	12.0	2.60	0.0	
海洋研究開発機構	926.5	25.0	2.70	0.0	
科学技術振興機構	1,589.5	40.0	2.52	4.0	注5②
建築研究所	137.5	6.0	4.36	0.0	
国際農林水産業研究センター	295.5	9.5	3.21	0.0	
国立環境研究所	839.0	25.0	2.98	0.0	
国立がん研究センター	3,066.0	86.0	2.80	0.0	
国立循環器病研究センター	1,496.5	39.5	2.64	1.5	
国立成育医療研究センター	1,462.0	36.0	2.46	4.0	注5③
国立精神・神経医療研究センター	1,016.5	32.0	3.15	0.0	
国立長寿医療研究センター	728.0	20.5	2.82	0.0	
産業技術総合研究所	5,310.0	173.5	3.27	0.0	
情報通信研究機構	1,370.0	36.0	2.63	2.0	注5④
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1,218.0	36.0	2.96	0.0	
森林研究・整備機構	1,234.0	42.0	3.40	0.0	
水産研究・教育機構	1,483.5	42.5	2.86	0.0	
土木研究所	582.5	20.0	3.43	0.0	
日本医療研究開発機構	700.0	23.0	3.29	0.0	
日本原子力研究開発機構	4,087.5	117.0	2.86	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	4,590.5	138.5	3.02	0.0	
物質・材料研究機構	1,287.5	36.5	2.83	0.0	
防災科学技術研究所	361.5	12.0	3.32	0.0	
理化学研究所	4,182.5	123.5	2.95	0.0	
量子科学技術研究開発機構	1,514.0	40.5	2.68	1.5	
奄美群島振興開発基金	―	―	―	―	注4
医薬品医療機器総合機構	1,452.5	43.0	2.96	0.0	
エネルギー・金属鉱物資源機構	924.5	26.0	2.81	0.0	
海技教育機構	358.5	11.0	3.07	0.0	
家畜改良センター	846.5	24.5	2.89	0.0	
環境再生保全機構	215.0	6.0	2.79	0.0	
教職員支援機構	71.0	4.0	5.63	0.0	
勤労者退職金共済機構	321.5	10.0	3.11	0.0	
空港周辺整備機構	―	―	―	―	注4
経済産業研究所	89.0	2.0	2.25	0.0	
工業所有権情報・研修館	207.5	4.0	1.93	1.0	注5⑤
航空大学校	124.5	5.0	4.02	0.0	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	6,233.5	257.5	4.13	0.0	
国際観光振興機構	262.5	8.0	3.05	0.0	
国際協力機構	3,160.0	82.0	2.59	6.0	注5⑥
国際交流基金	627.0	18.0	2.87	0.0	
国民生活センター	218.0	7.0	3.21	0.0	
国立印刷局	4,000.0	136.0	3.40	0.0	
国立科学博物館	226.5	6.0	2.65	0.0	
国立高等専門学校機構	5,654.5	151.0	2.67	7.0	注5⑦
国立公文書館	173.0	5.0	2.89	0.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	253.0	8.0	3.16	0.0	
国立女性教育会館	47.5	0.0	0.00	1.0	
国立青少年教育振興機構	590.0	16.0	2.71	0.0	
国立特別支援教育総合研究所	86.0	3.0	3.49	0.0	
国立美術館	356.0	8.0	2.25	1.0	注5⑧
国立病院機構	62,855.5	1,619.5	2.58	139.5	
国立文化財機構	822.5	25.0	3.04	0.0	
自動車技術総合機構	1,550.5	45.0	2.90	0.0	
自動車事故対策機構	461.5	10.5	2.28	1.5	注5⑨
住宅金融支援機構	1,002.0	31.0	3.09	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
酒類総合研究所	72.0	2.0	2.78	0.0	
情報処理推進機構	472.0	15.5	3.28	0.0	
製品評価技術基盤機構	645.0	18.5	2.87	0.0	
造幣局	922.5	30.0	3.25	0.0	
大学改革支援・学位授与機構	196.0	7.0	3.57	0.0	
大学入試センター	135.0	5.0	3.70	0.0	
地域医療機能推進機構	21,953.5	544.0	2.48	70.0	
中小企業基盤整備機構	1,100.0	35.0	3.18	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	313.0	10.0	3.19	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,586.5	55.0	3.47	0.0	
統計センター	864.0	18.0	2.08	6.0	
都市再生機構	3,714.0	109.0	2.93	0.0	
日本学術振興会	275.0	7.0	2.55	0.0	
日本学生支援機構	740.0	17.0	2.30	3.0	
日本芸術文化振興会	422.0	12.0	2.84	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構	—	—	—	—	注4
日本スポーツ振興センター	815.5	24.0	2.94	0.0	
日本貿易振興機構	1,546.5	37.5	2.42	5.5	注5⑩
農業者年金基金	87.0	3.0	3.45	0.0	
農畜産業振興機構	254.0	7.0	2.76	0.0	
農林漁業信用基金	110.0	3.0	2.73	0.0	
農林水産消費安全技術センター	630.0	17.0	2.70	0.0	
福祉医療機構	308.0	11.0	3.57	0.0	
北方領土問題対策協会	37.0	0.0	0.00	1.0	
水資源機構	1,577.5	45.5	2.88	0.0	
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	44.0	1.0	2.27	0.0	
労働者健康安全機構	16,728.5	486.0	2.91	0.0	
労働政策研究・研修機構	147.5	8.0	5.42	0.0	
年金積立金管理運用	193.5	5.0	2.58	0.0	
北海道大学	5,787.0	124.5	2.15	37.5	
北海道教育大学	708.5	22.0	3.11	0.0	
室蘭工業大学	268.0	9.0	3.36	0.0	
北海道国立大学機構	674.0	18.0	2.67	0.0	
旭川医科大学	1,571.0	34.0	2.16	9.0	
弘前大学	2,109.0	50.0	2.37	9.0	
岩手大学	725.0	24.0	3.31	0.0	
東北大学	7,658.0	219.5	2.87	0.0	
宮城教育大学	258.0	6.0	2.33	1.0	
秋田大学	1,945.0	46.0	2.37	8.0	
山形大学	2,232.0	56.5	2.53	5.5	
福島大学	503.0	17.5	3.48	0.0	
茨城大学	739.5	21.0	2.84	0.0	
筑波大学	4,517.5	126.0	2.79	0.0	
筑波技術大学	160.0	27.0	16.88	0.0	
宇都宮大学	634.5	18.5	2.92	0.0	
群馬大学	2,554.5	63.0	2.47	8.0	
埼玉大学	735.5	21.0	2.86	0.0	
千葉大学	3,754.0	105.5	2.81	0.0	
東京大学	11,707.0	297.5	2.54	29.5	
東京外国語大学	374.0	10.0	2.67	0.0	
東京科学大学	5,240.5	117.5	2.24	28.5	
東京学芸大学	819.5	20.5	2.50	1.5	
東京農工大学	772.0	22.0	2.85	0.0	
東京芸術大学	521.0	11.0	2.11	3.0	
東京海洋大学	407.5	12.0	2.94	0.0	
お茶の水女子大学	421.0	12.0	2.85	0.0	
電気通信大学	525.5	14.0	2.66	0.0	
一橋大学	715.0	23.0	3.22	0.0	
横浜国立大学	994.0	27.0	2.72	0.0	
新潟大学	3,227.0	97.5	3.02	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
長岡技術科学大学	395.0	11.0	2.78	0.0	
上越教育大学	255.0	7.0	2.75	0.0	
富山大学	2,547.0	65.0	2.55	6.0	注5⑪
金沢大学	3,214.0	90.5	2.82	0.0	
福井大学	2,101.5	45.0	2.14	13.0	
山梨大学	2,179.0	52.5	2.41	8.5	
信州大学	2,877.5	74.5	2.59	5.5	
静岡大学	1,125.0	27.0	2.40	4.0	
浜松医科大学	1,906.0	45.0	2.36	8.0	
東海国立大学機構	8,076.5	217.5	2.69	8.5	
愛知教育大学	511.5	15.0	2.93	0.0	
名古屋工業大学	551.5	15.0	2.72	0.0	
豊橋技術科学大学	351.5	13.5	3.84	0.0	
三重大学	2,573.5	62.0	2.41	10.0	
滋賀大学	405.5	11.5	2.84	0.0	
滋賀医科大学	1,708.0	42.0	2.46	5.0	
京都大学	8,003.0	233.5	2.92	0.0	
京都教育大学	326.5	8.0	2.45	1.0	注5⑫
京都工芸繊維大学	432.0	9.0	2.08	3.0	注5⑬
大阪大学	7,455.5	208.5	2.80	0.0	
大阪教育大学	626.5	19.0	3.03	0.0	
兵庫教育大学	285.0	8.0	2.81	0.0	
神戸大学	4,371.5	106.0	2.42	16.0	
奈良国立大学機構	632.5	17.0	2.69	0.0	
和歌山大学	409.5	11.5	2.81	0.0	
鳥取大学	2,487.5	58.0	2.33	11.0	
島根大学	2,385.0	66.5	2.79	0.0	
岡山大学	4,023.0	112.5	2.80	0.0	
広島大学	4,572.5	128.0	2.80	0.0	
山口大学	2,871.5	87.0	3.03	0.0	
徳島大学	2,644.0	78.0	2.95	0.0	
鳴門教育大学	287.5	8.0	2.78	0.0	
香川大学	2,305.0	64.0	2.78	0.0	
愛媛大学	2,552.5	65.5	2.57	5.5	
高知大学	2,056.5	51.0	2.48	6.0	
福岡教育大学	371.5	10.0	2.69	0.0	
九州大学	6,547.0	164.5	2.51	18.5	
九州工業大学	698.5	16.0	2.29	3.0	
佐賀大学	2,139.5	53.5	2.50	5.5	
長崎大学	3,356.0	97.0	2.89	0.0	
熊本大学	2,956.5	88.0	2.98	0.0	
大分大学	2,133.5	47.5	2.23	11.5	
宮崎大学	2,205.5	55.0	2.49	6.0	
鹿児島大学	2,964.0	78.0	2.63	4.0	注5⑭
鹿屋体育大学	146.5	5.0	3.41	0.0	
琉球大学	2,499.5	63.0	2.52	6.0	注5⑮
政策研究大学院大学	150.5	1.0	0.66	3.0	
総合研究大学院大学	85.5	2.0	2.34	0.0	
北陸先端科学技術大学院大学	315.5	8.0	2.54	0.0	
奈良先端科学技術大学院大学	428.0	12.0	2.80	0.0	
高エネルギー加速器研究機構	985.5	32.0	3.25	0.0	
自然科学研究機構	1,203.5	36.5	3.03	0.0	
情報・システム研究機構	919.5	24.0	2.61	1.0	注5⑯
人間文化研究機構	685.0	17.5	2.55	1.5	注5⑰
日本司法支援センター	1,202.5	31.5	2.62	1.5	
日本私立学校振興・共済事業団	1,709.5	52.0	3.04	0.0	
沖縄振興開発金融公庫	257.0	7.0	2.72	0.0	
株式会社　国際協力銀行	771.0	25.0	3.24	0.0	
株式会社　日本政策金融公庫	8,422.5	254.0	3.02	0.0	
株式会社　日本貿易保険	276.5	9.0	3.25	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
沖縄科学技術大学院大学学園	820.0	14.0	1.71	8.0	
国立健康危機管理研究機構	3,250.5	67.5	2.08	23.5	
日本年金機構	23,209.0	685.5	2.95	0.0	
福島国際研究教育機構	119.0	1.0	0.84	2.0	
全国健康保険協会	4,797.5	144.0	3.00	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、１人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、１人を1カウントしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 これらの法人においては、労働者数が36人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

5 ①国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所においては、11月１日時点において、障害者の数9.0人、実雇用率2.65%、不足数0.0人となっている。
②科学技術振興機構においては、9月30日時点において、障害者の数45.0人、実雇用率2.78%、不足数0.0人となっている。
③国立成育医療研究センターにおいては、10月29日時点において、障害者の数41.0人、実雇用率2.87%、不足数0.0人となっている。
④情報通信研究機構においては、8月１日時点において、障害者の数39.0人、実雇用率2.79%、不足数0.0人となっている。
⑤工業所有権情報・研修館においては、８月１日時点において、障害者の数5.0人、実雇用率2.39%、不足数0.0人となっている。
⑥国際協力機構においては、10月29日時点において、障害者の数91.0人、実雇用率2.86%、不足数0.0人となっている。
⑦国立高等専門学校機構においては、10月１日時点において、障害者の数169人、実雇用率2.97%、不足数0.0人となっている。
⑧国立美術館においては、11月26日時点において、障害者の数10.0人、実雇用率2.77%、不足数0.0人となっている。
⑨自動車事故対策機構においては、12月１日時点において、障害者の数14.5人、実雇用率3.05%、不足数0.0人となっている。
⑩日本貿易振興機構においては、11月１日時点において、障害者の数44.5人、実雇用率2.88%、不足数0.0人となっている。
⑪富山大学においては、9月１日時点において、障害者の数74.0人、実雇用率2.91%、不足数0.0人となっている。
⑫京都教育大学においては、12月１日時点において、障害者の数9.0人、実雇用率2.76%、不足数0.0人となっている。
⑬京都工芸繊維大学においては、10月１日時点において、障害者の数12.0人、実雇用率2.73%、不足数0.0人となっている。
⑭鹿児島大学においては、12月１日時点において、障害者の数84.0人、実雇用率2.83%、不足数0.0人となっている。
⑮琉球大学においては、9月18日時点において、障害者の数70.0人、実雇用率2.80%、不足数0.0人となっている。
⑯情報・システム研究機構においては、9月16日時点において、障害者の数25.0人、実雇用率2.72%、不足数0.0人となっている。
⑰人間文化研究機構においては、12月１日時点において、障害者の数19.5人、実雇用率2.81%、不足数0.0人となっている。

6 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。

7 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。